大正十年五月十五日印刷
同　十年五月廿五日發行

古事記傳首卷奥附

編纂者　本居清造

東京市京橋區鈴木町十二番地
發行者　吉川半七

東京府下田端二百二十二番地
印刷者　有川軍治

東京市京橋區新榮町五丁目三番地
印刷所　合資會社吉川弘文館出版部

東京市京橋區鈴木町十二番地
發行所　合資會社　吉川弘文館
電話京橋二九九、六九七番
振替東京二四四番

名入門せるよし記せり。

○寛政十年

橋本　稻彥　初め通稱を保次郎といふ。後稻藏と改む。
横山　秀世　初の名は清風。
服部　菅雄　遠江の產。本姓は富田、通稱を求馬といふ。服部氏に養はる。千左衞門の千は仙なるべし。
浦　　每保　名の訓はツネヤス。
宮崎　吉偕　初め通稱を左中といふ。
岡田　茂枝　初め通稱を十郎右衞門といふ。
夏目　甕麿　初め通稱を小八郎、名を英積と稱す。

○宣長の手記せるものに、正月十八日加藤與市といふ人入門すとあり。

○寛政十一年

萩原　横充　擴充の誤なり。
富永　正高　鈴屋本には天子宮神主とあり。
石川　豐次　入門を六月と注したれど五月なり。
三浦　元蕃　入門を九月と注せるは誤にて六月なり。
圓立寺玄秀　宣長の記錄によるに、寛政十二年六月六日の入門なり
堤　　壽玄　宣長の記錄によるに、寛政十二年六月六日の入門なり
淸水　悟里　悟里はヤスサトと訓す。
村田　安足　泰足の誤。
大堀　弘定　弘足の誤。
磯村　道彥　中條多勝家來とある勝の字は膳の誤。

○寛政十二年

衣川　長秋　鈴屋本にはなし。
市岡　孟彥　後猛彥と書せり。
植松　信久　入門を五月と注したれど三月十一日なり。
寶形院觀蓮　三月二十九日の入門にして五月にあらず。
近藤　光輔　初め通稱を羊藏といふ。
岡崎　俊平　新撰字鏡を刊行し、また新撰字鏡考異を著せる丘岬俊平なり。
大鐘　照賞　九月の入門とせるは誤にして、十月十四日後なり。
紀　　三冬　鈴屋本には記載せず。
西村　久雄　以下六人は享和元年二月の入門なり。久雄、秀秋、菅彥、光成、貞嗣は一日に、茂長は十七日に入門。
鹽田　貞嗣　順造は順道の誤なり。

○五月入門の殿村常久を寛政九年に、六月入門の圓立寺玄秀、堤壽玄を寛政十一年に、また櫻山典直を享和元年の條に混入せり。

○享和元年

七里　蕃民　七里はナヽサトと訓す。
粟山　仲保　栗山の誤。
惣社　昌方　昌芳の誤。
和泉　眞國　初め和麿といふ。
大友　久磐　久磐とあるは誤にして親久なり。久磐は春庭の門人にして別人なり。

○二月入門の西村久雄、島田秀秋、森本菅彥、別所茂長、鹽田光成鹽田貞嗣を寛政十二年の條に混ぜり。また宣長の手記せるものに、七月二十八日松阪の願證寺入門のことあり。

鈴屋門人錄補正終

横井　千足　初の名は時。

櫻田　茂　暮雨菴臥央と號す。直麿は渡邊直麿にて同じく門人なりるか。

早川　雄義　後佐藤氏を冐す。

僧　義界　自筆本には禪林寺義界と書せり。

林　梅　大館佐右衞門の妹なり。

瀬尾　信田　信由の誤。

○寛政五年

古屋　直親　眞親の誤。

大久保鷲彦　醫師なり。

島　雅重　出雲北島國造の支流。

熊澤　眞澄　堂上家の侍なり。

鈴木　成峰　名の訓はシゲミネ。

僧　泰心　初の名は張振亮。

服部　應鄕　應卿の誤なり。自筆本には住所を同近鄕と書せり。

細井三千代麿　利事は判事の誤。初め通稱を金吾といふ。細井廣澤の裔なり。

森田　興茂　後に興枝と改む。

藤井　高倘　初め小膳と稱す。

○是の年三月、長瀬眞幸入門せるを、寛政八年の條に混入せり。

○寛政六年

殿村　安守　通稱初は五兵衛、後に佐五平と稱せるを更に佐六と改む。助吉と稱せしこと明かならず。

坂井　行方　鈴屋本にも行芳とあり。

秋井　時信　鈴屋本には秋井を秋子とせり。

岩橋　吉倚　吉倚は時倚の誤なり。

○寛政七年

木村　昌碩　實名を之貞といふ。

大藪　信親　享和元年宣長追悼の歌に名親と自署せり。後に改めたるか。

高塚伊織助　鈴屋本に助を介と書せり。

竹村　茂雄　初の名は爲本。

伴野　光貞　宣長の手記せるものに伴忠五郎とあり。野は衍字なるべきか。

千家　豐廣　初め通稱を茂加美名を勝信といふ。寛政六年十一月の入門とせるは誤にて、本年五月の入門なり。

○寛政八年

柴田　以文　初の名を元文といふ。

玉串大内人　玉串大内人は職掌につきたる稱にて氏名にはあらず。宇治土公姓の大内人を宇治大内人といひ、宇治大内人は太玉串を設け備ふる職なれば、玉串大内人とも呼べるなり。鈴屋本に二見左兵衛とせるを宜しとす。

馬島　掃部　實名を安榮といふ。

福田　愿　後眞直と改む。宣長の手記せるものに、通稱を六郎右衞門とせり。

長瀬　眞幸　入門は寛政五年三月一日なり。

○七月入門の井面守典、寛政九年の條に混入せり。

○寛政九年

殿村　常久　鈴屋本には寛政十二年の條に入れり。寛政十二年五月二十日の入門なり。

青木　茂房　初の名は逵房。

城戸　千楯　初の名を經正といふ。範治とあるも前の名か。

僧　孝壽　和歌山の感應寺に住す。

奈須　守彦　初め一麿といふ。

長谷川菅緒　初め通稱を伊三郎、名を菅麿といふ。

○宣長の手記せるものに。龍泉寺日福に竝べて、同國ろくなる人の入門せることを記せり。婦人なるべし。また六月八日に、南部人五

林　　富　自筆本には林登美とあり。
垣本　茂艮　重良と書くを正しとす。初め正良といふ。また通稱を初め半之丞と稱す。
古屋　直富　眞富の誤なり。
○自筆本鈴屋本には、白子昌平の次に村田七右衞門橋彥(白子の人)垣本重良の次に坂井元清直章(津の人)の入門あり。■また自筆本には近坂忠孝の次に森伊右衞門光保妻琴(松阪)、■平井辨五郎(津、家中葛原半大夫家禮)の入門あり。

○寛政元年

田尻　眞言　後道足と改む。
鈴木　眞實　初め和左禰といふ。
鳥居海人彥　自筆本には、鳥井海士彥と書せり。但し、寛政四年の係には海人彥男鳥居嘉八郎忠基と書せり。町與力を勤む。
新井　有雄　地方手代を勤む。
大橋　直亮　直亮はナホスケと訓す。
原田　勝男　初の名は垂水(タルミ)。
八木　善名　自筆本鈴屋本共に善とのみありて、名の字なし。
河村　正古　初め圓(ツブラ)、正章などと稱す。
乘西寺源慧　自筆本鈴屋本には源惠と書せり。
渡邊　綱　御城代與力を勤む。
鈴木　秀穗　初め通稱を雅樂といふ。寛政二年九月と注せるは、他の例によるに入門月日なり。されど秀穗の入門は本年八月二十三日なり。
山下　正彥　初の名を政定といふ。父は彥左衞門。
石塚　龍麿　初め通稱を八十右衞門、名を矩慶といふ。
倉田　秋滿　初の名を英林といふ。
青柳　種信　大藏は後に改めたる通稱、種麿は後に改めたる實名なり。
○自筆本には植松有信の入門を逸せり。三月入門。

○寛政二年

森川　直定　自筆本には玄翠を玄水と書せり。
小浦　朝通　名の訓はアサミチ。
河地　重矩　大矢重門の兄。
芝原　春房　自筆本には、柴原と書したれど芝原を正しとす。初の名は房氏。
伊藤　道信　大藏はオホクラと訓す。
富田　德風　初め横町新左衞門廣(ヒロム)といふ。姓は大伴。
米原　充興　自筆本鈴屋本に住所を上市とし、三隅の二字なし。
山根　信滿　同村とあるは日脚(ヒナシ)村とあるべきなり。
　　　壽庸　壽康の誤。
米田　芳麿　末田の誤。後に稻麿と改む。
藤本　久葛　初の名を久誠といふ。
○自筆本には、泉舍榮の次に野呂佐右衞門盛種、西川行久の次に白樫覺左衞門の入門あり。共に松阪の人なり。

○寛政三年

松居　安國　初の名は邦(ヨシアツ)。自筆本には松井と書せり。
鬼頭　元吉　自筆本に改吉當と注せり。吉之は其の後更めたる名か。
㭉　　邦壽　氏はユヅリハ、名はクニヨシと訓す。
三谷比曾牟　初の名は清通。
衣川　長秋　初め池田辰三郎周令といふ。伊勢一志郡須川村の産にして本居家の姻戚なり。後鳥取の衣川氏を嗣ぎ長秋と改む。文政五年二月十日、大阪の門人中島豐足の家にして歿す。五十八歲。

○寛政四年

石原　正明　初め將聽(マサアキラ)と書す。

會郡楢柄の人なり。

○天明三年

岡田　元善　自筆本には、松平周防守殿家老子息と注せり。

三浦　正道　自筆本には、通稱を七左衞門とせり。

米原　充實　後充因と改む。

○自筆本、鈴屋本ともに、村田橋彦の入門を天明八年とし、又樋口正之の次に松阪の僧密道の入門あり。

○天明四年

村田　並樹　初の名を文哉といふ。自筆本に小笠原播磨守臣と注せり。

一見　直樹　初の名を俊德といふ。

坂倉　茂樹　初の名を菅生といふ。

倉田　實樹　初の名を實壽といふ。

菊屋　末耦　自筆本には菊谷末偶と書せり。

鈴木　梁満　天明六年閏十月十四日破門。

○自筆本には、中村正頼の次に白塚晴兵衞岡村儀八郎の二人、森光保の次に西村喜三郎、森祐秀の次に觀音寺眞龍の入門あり。眞龍は志摩國堅神の人、他は皆松阪の人なり。

自筆本には、森琴の入門を天明八年とせり。

○天明五年

村上　有行　初め通稱を吉太郎、名を榮亮といふ。

服部　中庸　初め轍之助と稱す。後に姓を渡邊と改め更に箕田と改む。

栗田　土麿　自筆本には土万侶と書せり。また土満とも書す。

青木　親持　初め親用と書す。

○自筆本鈴屋本には、横井千秋の次に吉祥寺映譽（伊勢國飯高郡大河内村）の入門あり。而て土岐建雄の名見えず。

○天明六年

牧戸　美郷　自筆本鈴屋本ともに美卿と書せり。

齋田　清縄　自筆本に齊田（サイダ）と書けり。

帆足　惟香　自筆本鈴屋本には、山鹿郡久原（クバル）村一目明神社司とのみ注せり。寛政三年六月廿日入門と記せるは誤れり。天明六年四月二十七日鈴屋を訪ひて入門せり。寛政三年六月廿日は、惟香が同國の杉谷彜と相携へて更に鈴屋を訪へる日なり。

大矢　重門　初め重角と書す。

西村　重浪　自筆本鈴屋本には重左衞門と書せり。

○天明七年

林　茂隆　通稱を自筆本には季林兒（キリムヂ）とせり。其の他宜長の手記を檢するに、何れも季と書せり。

七里　政要　初め佐紀を迮と書せり。政要はマサトシと訓す。

笠因　直麿　初め通稱を齋助と稱す。

萩原　元克　源兵衞は德兵衞の誤なり。元克はモトエと訓す。

川北　夏蔭　初の名は政式。

守屋　昌綱　鈴屋本にも、欄外に安永六年丁酉正月入門と朱にて書せり。

澤瀉　常倚　常倚はツネヒサと訓す。

蓬萊　瓠形　瓠形、倚賢とも書せり。

薗田　守諦　守諦はモリツグと訓す。

井面　守訓　自筆本には九禰宜とあり。後七禰宜に進めるなるべし

柏淵三千廣　自筆本には、寛政三年の條に載せて、欄外に先年と注せり。

○天明八年

十文字重顯　自筆本に重頭（アキ）とあり。顯の字は後に改めたるなるべし

栗田　直菅　眞菅（トホフル）の誤なり。

林　好雄　初め稽古といふ。

鈴屋門人錄補正

本居清造

宣長の手づから記したる授業門人姓名錄一册あり。但し寛政五年の小崎七郎兵衞にて筆を擱き、別に寛政五年の入門者姓名(前の續き)を錄したる紙片一葉を卷末に貼付したり。後年これに多少の改竄を加へ、なほ寛政五年以後の入門者を追錄したるものあり。卽ち前揭の鈴屋門人錄にして、曾て本居全集首卷に載せられたるものなり。(今これを假に全集本と稱す)。其の編者並に編纂の年代は不明なれど、松阪の門人を中心として組織せる鈴屋社にて、寛政十一年七月以後に編せるものなるべしと思はるゝ點あり。文化四年に既に成れることは、當時門人中に此の書を所持したるものあるに徵して明かなり。此の書、其の一本を予が家にも古くより藏せり。(今これを假に鈴屋本と稱す) 但し全集本と比較するに小異の點なきにあらず。また全集本鈴屋本共に往々誤あり。よりて、今回全集本を古事記傳首卷の附錄として世に頒つに方り、これを自筆本鈴屋本等に參照し、なほ確實なる他の資料によりて增補訂正せんことを思ひ立てるなり。

○安永二年以前

小津　正啓　　寀齋は入道後の號なり。

稻掛　棟隆　　入道して實入といふ。什助は多く十助と書きたり。

瀨古　中行　　初め雅述といふ。

稻掛　大平　　初め通稱を十藏といふ。

長谷川常雄　　下なる中里常岳の兄なり。

中里　常國　　初め常朝といふ。

中里　常岳　　初め常道といふ。また、通稱を初め大三郎、彌五郎などと稱す。前なる長谷川常雄の弟なり。

藤田　元能　　適齋は入道後の號。

谷　　高峯　　自筆本、鈴屋本には通稱を惠左衞門とせり。

○自筆本には島川齋にならびて、長谷川次郎兵衞の入門あり。松阪の人なり。これを加ふる時は、安永二年以前の門人は總計　十四人なり。

○安永四年

田中　町彥　　もと石田氏。初の名を千町といふ。

中里　常秋　　通稱を初め定四郎、伴藏などと稱す。

○自筆本には田中町彥の次に山內求馬(松阪の人)、大國都地の次に理延(リエ)(宇治の人、婦人なるべし)の二人あり。鈴屋本にも理延を擧げたり。而て中川守先は、自筆本鈴屋本共にこれを載せず。

○安永五年

成道寺隆瑜　　松阪とあるは誤なり。伊勢國一志郡算所村なり。

上島　美臣　　松阪の人にあらず、伊勢國一志郡久居なり。次の菊川信滿も同じ。

○自筆本には、成道寺隆瑜の次に長井與八郎(入道して休英と號す)小津信業の次に岡山彥五郎の入門あり。共に松阪の人なり。

○安永六年

早川　廬　　廬の字、自筆本鈴屋本共に广と書してイホリと傍訓を施せり。印本廬とせるはさかしらなり。

○天明七年の條に、本年入門の守屋昌綱を混じたり。

○安永八年

○自筆本には、岡山正興の前に密藏院戒應の入門あり。松阪の人なり。

○天明元年

殿村　整方　　殿村宗右衞門とある宗右衞門は、道應とあるべきなり。

同　　妻文子　　壽元と號す。元の字、鈴屋本には原と書せり。

○自筆本には、殿村文子の次に西迎寺密傳の入門あり。伊勢國度會郡中村の人。

○天明二年

村上　有信　　自筆本には彥次の次を治と書せり。

○自筆本には、村上有信の次に理惠(婦人か)の入門あり。伊勢國度

飯野郡中万村　三月　山上源右衛門　光副
遠江敷智郡入野　同　竹村又右衛門　源尙規
同　同　郡新居驛　同　高須加兵衛　元尙
飯野郡中万村　六月　竹口喜左衛門　政常
尾張名兒屋　去寛政十二　櫻山彌與三郎　典直　後三郎右衛門
京新町錦小路上　四月　七里市兵衛　蕃民
同錦小路室町西入　同　服部五郎左衛門　敏夏
同小川出水角茶屋四郎次郎手代
同生國は近江坂田郡七條村　五月　樋口瀨平　安文
同同手代　六月　粟山喜三次　仲保
同烏丸出水上　六月
中井主水下御普請方役人　矢倉安次郎　氏乘タヽ(印)
伊豫喜多郡矢野鄕八幡濱
醫　四月　二宮春祥　正禎
飛驒大野郡高山　四月　田中彌次郎　紀文　改大秀
駿河阿部郡府中　惣社神主　五月　惣社中務　志貴昌方
同　有度郡草薙社神主　五月　森　五十槻　藤秋津麿　貞温と云
遠江敷知郡新居諏訪明神社
五月社家(印)　飯田左門　藤秀麿
江戸箱崎町二丁目　渡邊屋　六月　和泉東吉郎　眞國
出羽平鹿郡八澤木村神職　九月　大友榮太　久磐
筑前鞍手郡植木村　九月十八日　香月勘次郎　春岑
飯野郡射和　十月朔日　富山岩次郎　貞平　貞豪男
伯耆米子　松平相模守殿醫師
十一月廿四日　田代元春
同　十一月廿四日　後藤市郎右衛門　直滿
同　同　間宮露筌　正彥
近江彥根　家老三浦内膳妻　三浦於兎吉母　龜美子
通計四百八十八人(印)

鈴屋門人錄　終

肥後菊池郡邊田村 八幡宮神主 六月　石川常陸 藤豐次
近江彥根 家老三浦内膳嫡子 六月　三浦於菟吉 元苗
同 同二男享和二冬正木舍人養子となる正木藤三郎と改む 九月　三浦鋏之介 元蕃
安藝郡高野尾村 日蓮宗 六月　圓立寺 玄秀 俗姓左京塚本氏
安濃郡萩野村 醫 六月　堤壽玄
川曲郡三日市村 飯野神社神主 六月　坂倉越後守 藤正雄
能登鳳至郡宇出津 禪宗 九月　常福寺 拔山
同 同 九月　秦藤三郎 甫冬
同 同 九月　眞脇久右衛門 安宣
同 同 九月　清水恒右衛門 悟里
近江彥根 家中 九月　石居市丞 元虎
同 同 同　村田大助 安足
同 同 同　大堀龍藏 弘定
下總古河 家中 十一月　中村彥太兵衛 綾麿
石見大麻山 熊野權現社別當　尊勝寺 慈海
尾張名古屋 中條多勝家來 十二月　礒村万七 菅道彥
同 醫 十二月　伊藤春桃 茂定
（寛政十二年庚申
飯野郡射和 正月　竹川彥太郎 政信
松坂 同　長東逸八 忠之
飯高郡岸江 五月　橋本傳兵衛 定之
一志郡須川 後因州鳥取　衣川宰記 長秋（寛政三年ニ見エ重出）
松坂 八月　長井武吉 淸通

松坂 九月　殿村治兵衛 宥言
志摩鳥羽 二月　森岡理兵衛 世茂
尾張名古屋 同家中　市岡藤太郎 孟(タケ)彥
同 五月　植松佳太郎 信久
參河吉田 同 修驗　寶形院 觀蓮
松坂　須賀直入 直入
同　荒木九兵衛妻 三野
肥前長崎　近藤半五郎 光輔(ミツスケ)
越後蒲羽郡琵琶島村 剃川神社神主 四月　布施但馬守 安倍宿禰吉知
尾張名古屋　加藤健次郎 藤有淸
大和長谷 長谷寺内紀國產 五月　桂光院 大道 字は無量
若狹小濱遠敷郡 今大坂住 六月　岡崎靑宇 俊平
安濃郡雲林院(ウヂヰ)村 美濃夜神社神主 九月　橋本播磨 藤孝包
尾張名古屋 御家中平野春策男醫 九月　平野春芳 方穀 改廣臣
同 九月　大鐘藤四郎 照實
紀伊　紀麻績主 三冬 國造
同 日前宮社家 十二月　西村上總 橘久雄
同 同　島田河内 紀秀秋
同 日前宮國造臣 同　森本主税 紀菅彥
同若山 醫 同　別所永德 茂長
同 同 針醫 同　鹽田養的 光成
同 同 同　鹽田順造 貞嗣
（享和元年辛酉

松坂 殿村萬藏 常久
同 青木恒藏 茂房
京錦小路室町之西 鐸舍(印) 城戸市右衛門 千楯 範治初萬次郎
飯高郡下蛸路村 堀口次郎三郎 光重 後六兵衛
一志郡飯福田村 四月 飯福田寺 快住
松坂 岡村儀八郎 定好
能登鳳至郡宇出津 六月 加藤上野介 吉彦
越後村上 江見大和守
伊勢津八町 伊東定五郎 鍵屋
泉州堺 下總住 六月 僧 孝壽
伊勢宇治 去年七月 井面出雲 荒木田神主守典
同 津 家中 村田宗内 信重
同 多氣郡濱田村 早川左太郎 尹澄
石見濱田 龍泉寺 日翫
京 十一月 奈須伊三郎 守彦
同 十一月 長谷川三折 菅緒
同錦室町西へ入 十一月 波伯部藤介 百樹 上田百樹と諸書にあれば波伯部は姓なるべし
○寛政十年戊午
安藝廣島 正月 橋本中臺 源稲彦
伊勢宇治 栗谷壽老大夫妻 伊佐
石見濱田 家中 三月 鈴木才右衛門 政武
遠江城飼郡平尾 三月 横山藤兵衛 秀世
越後 三月 直

伊勢津 藤堂殿妾 中野多右衛門娘 同家中 中野氏 直子
阿波徳島 三月 河村左市 知常
駿河島田 四月 服部千左衛門 菅雄
伊勢津 家中 松本只右衛門女 九三子
筑前 志摩郡淀姫神社神主 筑前一國中神職之支配 浦常陸介 藤原朝臣毎保
日向諸縣郡高岡 八月 毛利勝作 元介
同 同 醫 八月 横山尚謙 古章
同 同 八月 有馬直右衛門 純正
伊豫八幡濱 八月 梶谷承慶 守典
伊勢宇治 八月 一文字穀貢 尙一
伊勢津 八幡社司 九月 宮崎伊豫 藤吉備
志摩鳥羽 十月 岡田十郎次 茂枝
三河渥美郡龜山 井本彦馬 叙庸
遠江濱名郡白須賀驛 夏目嘉右衛門 甕麿
同 濱松 十一月 井上河内守殿醫師 馬目玄鶴 思之
土佐波多郡 十二月 大和長谷住 僧 愛山
○寛政十一年己未七十歳
大和長谷 正月 萩原彌作 積充
紀國若山 三月 御代官數見角右衛門男 數見秀次郎 源公中
肥後玉名郡小天村 三月 大子宮神主 富永加賀 正高
伊勢宇治 四月 澁谷直 土屋
大和長谷 五月 服部次郎兵衛 忠章
陸奥松前 家中 五月 下國武 季風

伊勢久居　木村昌碩
播磨明石郡岩屋　明神々主　大藪主殿　藤信親
伊勢山田浦口町　莊門唱　光海
同　同　中島町　喜多加治馬　親章
肥後山鹿郡　高塚伊織助
石見濱田　家中　今井勘右衛門
同　同　谷口鼎
同　周防守殿侍女　松平周防守殿妾　隆子（タカコ）
同　同家老　岡田賴母妻　鍵子（カキ）
伊豆君澤郡熊坂村　竹村平右衛門　茂雄（シゲ）
美濃郡　横曾根村　安田彥八　義著
同　大垣　伴野忠五郎　光貞　改小一郎
松坂　深田佐兵衛　年雄
豐後大野郡宇目郷田原村　熊野社司　矢野丹後
伊勢宇治　大國左内　盛業
飯高郡垣鼻村　十月二日　中津伴右衛門　元義
伊勢宇治　烏帽子權之助　末方
近江彥根　家中　小原八郎左衛門　君雄
出雲大社　寛政六年甲寅十一月　千家淸太理　出雲宿禰豐廣
伊勢津　十二月　小林直入　恆堅
○寛政八年丙辰
伊勢津　家中　柴田禮介　以文（モチアヤ）
同　同　同　寛政七十二月廿五日　武田貞吉　源信安

伊勢宇治　中瀨左金吾　勝文
同　同　岩井田泰膳　荒木田尙德
同　同　玉串大内人　宇治土公定津
同　神戶　馬島掃部
同河曲郡四日市　高津伊右衛門
讚岐　山田六郎　源高行
阿波　家中　五百石取　前田助左衛門　英長
伊豫喜多郡矢野鄉八幡濱　三月　野田淺吉　廣足
同　同　三月　野井七郎兵衛　安定
江戶淺草　三月　大垣久右衛門　久雄
同　同　三月　山中要助　淸足
遠江見附　福田市郎右衛門　愿（スナホ）
信濃小縣郡鹽田前山村　大宮大明神神主　五月　宮澤右近　淸房
肥後熊本　家中　寛政五年二月入門　長瀨七郎平　眞幸（マサキ）
京　先年入門　澤善藏　眞風
近江彥根　家中　五月　酒居志津馬　近麿
遠江　元濱松八幡宮社司　六月　金原主計　紀淸方
近江彥根　八月　岡村與惣彌
伊勢龜山東町　八月　林善助　群樹
同一志郡比留村　十月　佐藤元成　義貫
同　三渡村　同　石井三郎兵衛　順古
同　小津村　同　中村源右衛門　正直
○寛政九年丁巳

松坂　森田僖兵衛　興茂
飯野郡上七見村　山崎直之助　源義知
備中　吉備津宮社人　藤井長門守　高尚
右至寛政五年　都二百九十七人也
○寛政六年甲寅
伊勢松坂　三月入門　殿村助吉　安守　後稱佐五平
三河八名郡大野村　戸村只八郎　俊行
同　加藤長左衛門　廣當（マサ）
美濃高田　小河喜右衛門　道足
尾張名兒屋　酒井彦八郎　忠雄
同　坂井勘三郎　行方　芳（印本）
同　醫師　丹羽有（ウ）鄕（キヤウ）　有鄕
同　水谷治吉
同　醫師　加藤立見　正禮
同　神戸（カムド）文左衛門妻　伊都
同　川村九兵衛妻　志豆紀
同　鈴木藤九郎　清樹
度會郡愷柄　西光寺　昇空
同　向井城右衛門　明祥
同　中西彦右衛門　政恭
同　岩崎雙藏　義政
同　藤井佐左衛門　貫通
同　向井八五郎　原澄

度會郡愷柄　大森七兵衛　武信
同　竹内五兵衛　堯民
肥前長崎　隅谷敬藏　濳
肥後　多久元真
土佐高知　家中　千（チ）頭（カミ）琢七　菅原紫根
參河　富永與八　某寧
筑前鞍手郡下村吉川　山王社司　國井安藝
同　同郡小伏村　秋井勘兵衛　時信
同　博多　村田仁吉
三河平坂村　外山善兵衛　成庸
伊勢山田八日市場　吉澤主水　度會末盈
同　同　前野町　山田大路主殿　元善
尾張名兒屋　梶久太郎妹　綱
紀伊　玉津島社神主　高松上總介　房雄
同　若山家中　松澤八三郎　喜信
同　杉田要人
同　糸鹿稲荷社神主　林信濃　藤景正
同　立神社神主　中山日向　阿刀善定
同有田郡千田村　須佐社神主　岩橋出羽守　大江吉倫　[illegible]（印）
京　佐々木壽六　直足（印）
播磨姫路　野口善八　秀賓
○寛政七年乙卯
伊勢津　光德寺　講淳

伊勢一志郡矢野村　前田素平　直道（タヾミチ）
江戸 小笠原播磨守殿家中　森田東次　保壽
出雲大社 千家國造俊秀舍弟　千家清主　出雲臣俊信（ザネ）
同　森山左膳　央興（ヒサオキ）
筑前櫻井　佐々馴公（ナレキ）　正剛
○寛政五年癸丑
甲斐 一之宮社人　古屋大和　直親
同巨摩郡古市場　大久保章言　鷲彥
紀伊若山　上野喜右衛門　易詮
河曲郡神戸柳村　小崎七郎兵衛
播磨揖東郡林田庄　三木彌三左衛門
肥前長崎 伊勢宮神主　島八百道（ヤホヂ）　出雲臣雅重
京 生國伯耆　熊澤眞澄（マスミ）　源爲壽
同 後藤縫殿助家來　松岡恒次郎　賴古
同 生國尾張　神戸爲藏
同　富田吉左衛門
同　廣瀨半兵衛
同　江尻佐兵衛
同　清水嘉兵衛　廣居
同　林宗兵衛　鯛主
同 松尾社人　中澤越後
山城伏見 松平土佐守殿家中　山地覺藏　介壽
尾張名兒屋　鈴木彌平　成峰　眞實男

尾張名兒屋　横井勘次郎　有成　改良邑
同　僧　泰心
同　眞野次郎八　誠忠
同　山脇和泉　元貞
同海東郡木田村　大舘左市妻　土佐
同　郡　村　服部卯年兒　應鄉
美濃大垣　高橋鈴四郎　義方
同　清水伊八　久忠
伊勢三重郡四日市　伊達源三郎　是保
遠江城飼郡櫻池ノ宮神主　櫻式部　豐麿
肥後阿蘇宮神職　宮川糺
伊勢宇治　中瀨嘉大夫　秦以勝
同山田　中津長大夫　益孝
三河吉田 城内鎭守天王神主　鈴木若狹　藤眞重
筑前福岡 家中　細井利事　藤三千代麿
甲斐山梨郡田中村　小野七郎右衛門　嘗滿
同 酒折宮神主　飯田大藏　正房　源姓
三河吉田　大山治左衛門母　縫
尾張名兒屋　小川傳吉　榮宣
同　同人妻　薗
同 醫師　關春粹　處生
松坂　伊豆田清三郎　金甫（カネヨシ）
飯高郡塚本村　曾根益五郎　孝直

尾張春日井郡清洲　鬼頭新左衛門　元吉 改吉之
宇治　檞少進　荒木田邦壽
一志郡小川村　酒井縫之助　長興
松坂　三谷景介　比曾牟
尾張木田村　大舘吉郎次　信郷
松坂　林伊右衛門　利長
尾張清洲　早川清大夫　文明
一志郡須川 因幡鳥取　衣川宰記(サイキ)　長秋 攝津大阪死於中島豐足之家
印本ニハ「伊勢一志郡須川村　池田辰三郎　周令」トアリテ因幡鳥取ヨリ長秋マデナシ
肥後玉名郡分田(ブンダ)村 八幡社司　杉谷三河　彝(ツネ)
松坂　須賀圭民　手纒(マキ)
同　槇田久三郎　朝顯
飯高郡田原村　横山久五　利樹
○寛政四年壬子
尾張神守驛　石原喜左衛門　正明
遠江城東郡門屋村 高松社司　中山將監　藤吉埴(ハニ)
安濃津古川 八王子社司　倉田山城守　有成
尾張名兒屋 御家中　樋口又兵衛　好古
同　同　箕浦與右衛門　梛(ナギ)男
同　同　鳥居嘉八郎　忠基 海人彦男
同　同　阿知波七之助　正容
同　同　藤井六郎次　豐恭(ユキ)
同　同　松岡鹿助　牡鹿(シカ)輔 初利長

尾張名兒屋 水野村住　水野權平　平正恭
同　同　村瀬善左衛門　景美
同　同　志村作左衛門　憲長
同　同　横井十郎左衛門　千足 初稱熊吉千秋男
同　醫師　法橋加藤文中　文中
同　同　法橋小鹿周達　吉寛
同　同　有賀培元　[illegible]
同　俳人　櫻田玄丈　茂(シゲミ)
同　佐藤與市　正準
同　内田源兵衛　宣經
同　岩田傳兵衛　致陳(コシノブ)
同　花井市右衛門　知方
同　早川新六　雄義 直麿男
同　加藤理兵衛　知景
同　林杏助　越智廣海
同　醫師　鈴木常助　朗(アキラ) 號離(ハナレ)屋
同　東本願寺宗　淨瑞寺　了榮
同　同宗　僧　義界
同春日井郡高田寺村 白山社司　町田靱負　利房
同中島郡福島村　林彌平次妻　梅
同　郡　瀬尾與右衛門　信田
美濃大垣　河地虎象(トラザウ)　重虎 大矢重門弟
一志郡須川村 八王子社司　葛井主鈴　忠孝

尾張名兒屋　坂本吉兵衛　列峰
同　山田新助　幸來（サキク）
同　河村善次郎　正保
同　堀田半右衛門　宗則　改元矩後梅衛
同　伊藤平右衛門　公彝（ツネ）
鈴鹿郡龜山　石上寺　實成
出羽山形　蒲生阿藏　秀足
尾張名兒屋　加藤善七　定房
同　乘西寺　源慧
同　御家中　渡邊源右衛門　綱
同　同人妻　由貞
同　醫師　井上專庵　正春
桑名郡桑名横野　醫師　野村多門　茂時
遠江周知郡一ノ宮宮代村小國神社神主　寛政二年九月　鈴木豐前　小國秀穗
同豐田郡敷地村　山下武助　正彥
同敷智郡細田村　石塚安右衛門　龍麿
三河吉田　鈴木陸奥　穗積重野　梁万呂男
美濃大垣　大垣在結（ムスブ）村　岡田勝之右衛門　三（ミツ）貞
津　天明己酉九年正月　倉田金十郎　秋滿
土佐高知　家中　刈谷豫三郎　搏風
度會宇治　薗田七神主　荒木田神主守諸（ツラ）
筑前福岡　家中　青柳勝次　大藏種信　種麿
尾張起（オコシ）驛本陣　加藤右衛門七　磯足

○寛政二年庚戌
度會宇治　泉右門　舍榮（イヘヨシ）　荒木田神主
飯高郡名殘村　森川圭翠　直定
紀伊若山　御家中　小浦彥之丞　朝通
同　同　西川柳右衛門　行久
美濃大垣　河地小右衛門　改重矩　重門兄
安濃津　芝原武次郎　春房
筑前早良郡飯盛村　飯盛宮神主　牛尾大學　每敏（ツネトシ）
同遠賀郡中間（ナカマ）村　大穴牟遲神社司　伊藤大藏　道信
越中射水郡高岡　富田八十右衛門　德風（ヨシカセ）
石見奈賀郡上市三隅　米原玄仙　充興　敬亭弟
同　郡上市　野上雅樂　實房
同　郡同村　八幡社司　山根民部　信滿（サネマロ）
同　郡上市　大黑屋新兵衛　佐登風
尾張名兒屋　壽庸
安藝廣島　米田忠八郎　芳麿
松坂　谷文藏　高當
阿波麻殖郡兒島村　小島宇兵衛　雅秀
同　阿部勝五郎　定央
一志郡　辛洲神社司　今井要人　一淸
度會山田　藤本勇（イサミ）　久葛（ツラ）
○寛政三年辛亥
近江彥根　家中　松居正平　安國

美濃大垣　上田善右衛門
度會宇治　安永六年丁酉正月　守屋德大夫　磯部宿禰昌綱
同　寛政六ノ三ノ廿一卒　岩井田內記　荒井田尙友(ヒサ)
同　坂常陸　荒木田神主尙品(タヾ)
同　澤潟伊織　荒木田神主常尙　又稱坂
同　寛政四年春死　梅谷治部　荒木田神主末晴
同　泉藏人　荒木田神主舍輝(イヘテル)
同　釜谷大學　荒木田神主末壽(ホギ)
同　蓬萊雅樂　荒木田神主瓠形
同　薗田內藏允　荒木田神主守韶　初藤波勘解由氏韶
同　井面七神主　荒木田神主守訓(ノリ)
山田　檜垣前司女　源(ゲン)
美濃　郡高田　柏淵藤左衛門　三千廣　初在香
○天明八年戊申
宇治　十文字典膳　荒木田神主重顯
奄藝郡白子　白子兵大夫　昌平
遠江城飼郡　栗田市右衛門　直萱
同引佐郡堀ノ內村　鈴木半藏　書緒
攝津兵庫　泉(セン)宮內　謙(ユヅリ)
飯野郡射和　富山與三兵衛　定豪
一志郡曾原村　林久左衛門　好雄
越後高田　倉石市三郎　高積　初爲光
尾張名兒屋　堀川肥太　稻置

山添村　服部淨助　眞行
渡會宇治　佐八象麿　荒木田神主定長
同　山田　安田傳大夫　正起　改豐ゝ又廣治
松坂　近坂千藏　忠孝
尾張名兒屋　林貞元妻　富
飯高郡驛部田村　垣本庄右衛門　茂貞
甲斐八代郡末木村　醫師　辻保順　守恆
同　郡一之宮村　古屋普之助　伴直富
○寛政元年己酉　六十歲
尾張海東郡木田村　大舘佐右衛門妻　民
遠江長上郡有玉村　高林勝三郎　方則　改伊兵衛又言人
筑前福岡　家中　田尻才兵衛　眞吉　改[illegible]
四日市　田中吉郎次　滿尙　村田橋彥甥
尾張名兒屋　河村九兵衛　正雄
同　御家中　鈴木仙藏　胤實
同　同　鳥居覺右衛門　海人彥
同　同　新井宇兵衛　有雄
同　同　稻葉喜藏　通邦
同　醫師　大橋丹治　直亮
同　同　原田道川　勝男
同　同　八木養碩　善名
同　河村德助　正古
同　植松忠兵衛　有信

石見三隅 醫師　米原敬亭　充實
同 松坂　中里友藏　常季
〇天明四年甲辰
伊勢松坂　竹內彥市　直道 元之男
同　中村田龍　正賴（印本）
同　森 伊右衛門　光保 初稱義平
同　同　妻 琴
同 奄藝郡一身田　後藤一學　照廣 改宗凭
同　同　森 宗兵衛　祐秀 初稱貢次九兵衛後號由鶴舍又樂前一柳春門又村田蟹守又稱九二兵衛
同 白子　村田七郎左衛門　並樹
同　同　一見元常　直樹
同　同　坂倉大和守　茂樹
同　同　倉田太左衛門　實樹
同 度會郡宇治 日祈大內人　菊屋兵部　荒木田末耦（ドモ）
三河吉田 熊野社司　鈴木士佐　穗積梁滿（ヤナマロ）
尾張海東郡木田村　大館左市　源高門
〇天明五年乙丑
尾張名兒屋 醫師　堀田元進　紀世德
松坂　村上三介　有行 改圓方後潔夫
同　服部義內　中庸（ナカツネ） 源姓 號水月
尾張名兒屋 御家中　橫井十郎左衛門　平千秋 始千麿後稱田守
備中新見鄉竈山村　土岐周輔　源建雄

遠江城飼郡平尾八幡社司　栗田民部　土麿（ヒヂ）
松坂　青木半右衛門　親持
〇天明六年丙午
伊勢飯野郡西之野村　牧戶洵次　美鄉
同 度會郡山田　齋田義助　清繩
備中 庭瀨　近藤嘯藏　春彥
肥後 山鹿郡久原（クハル）村一ノ目大明神天目一箇命也寛〻三年六月廿日入門享和元年六月四日從五位下下總守蒙宣下改清原朝臣長秋　帆足下總　清原惟香
美濃大垣　大矢仁左衛門　重門
伊勢渡會郡山田　西村十左衛門　重浪
〇天明七年丁未
尾張中島郡福島村　林李林兒（リンジ）　茂蔭 後稱彌平次
安濃津 家中　七里佐紀　政要 後號松叟改長行
松坂　笠因鈴之丞　直麿
甲斐山梨郡田中村　萩原平吾　元克 初稱源兵衛
安濃津　川北善太郎　夏蔭
美濃大垣 家中畫師　田中洞慶　美方
同 陪臣　伊藤周平　政甫
同　石田庄三郎　正誠
尾張名兒屋 寬政四正十三死　渡邊惣左衛門　直麿
豐前中津 古表八幡社司　渡邊上野介　藤原重名朝臣（印）
度會山田 三方　橋村主膳　正代
飯高獵師平生村　刀禰五郎兵衛　直雄（タダ）

同　松坂　谷　榮左衛門　高峯
同　同　長谷川　彦之助　光寛
祖翁四十四歳　右安永二年癸巳以前　都四十三人
○安永三年甲午
伊勢阿濃郡津　柴田四郎右衛門　常昭
○安永四年乙未
伊勢一志郡久居　田中元俊　町彦
同　松坂　中里平兵衛　常秋
同　度會郡宇治　大國雅樂某妻　都地（ツチ）
同　同　中川大炊　守先　荒木田神主
○安永五年丙申
伊勢松坂　成道寺　隆瑜
同　同　上島專右衛門　美臣（ヨシヲ）
同　同　菊川久太郎　信滿
同　同　小津次郎左衛門　信業　初信實
○安永六年丁酉
伊勢三重郡薦野　土方家中　早川廬（印本）　源忠顯
同　同　同　加藤氏（ホノカ）　藤正典
○安永七年戊戌
伊勢飯野郡丹生村　神宮寺　一如
○安永八年己亥
伊勢松坂　岡山八郎治　正輿
同　同　三井總十郎　高蔭　初高照

伊勢松坂　長谷川平藏　定矩
○安永九年庚子　五十一歳
美濃　多藝郡榛木村産　尾張名兒屋住　田中庄兵衛　道麿　後道全
備前岡山　儒者備後産　平野菅齋　健行
石見濱田　松平周防守殿儒者　遠江濱松　號鶴龍　小篠（サヽ）大記　敏　初稱道冲
伊勢松坂　小津七郎次　正邦　正啓男
同　同　増田元榮　是賢
同　同　西村平藏　積章
○天明元年辛丑
伊勢松坂　殿村宗右衛門　整方　元稱宗右衛門
同　同　同　妻　文子
同　飯野郡中万村　堀木太祐　勝齡
○天明二年壬寅
土佐高知　家中　天明五四ノ十二死　宮地喜八郎　春樹
同　阿濃郡津　村上彦次　有信
○天明三年癸卯
石見濱田　松平周防守殿家老　岡田賴母　源元善（ヨシ）　初稱權平次
同　同　同家中　三浦七右衛門　正道（マサ）
同　三隅　醫師　齋藤利三　藤秀滿（マロ）
伊勢鈴鹿郡龜山　樋口太郎兵衛　正之　改垂水　正之印本作垂水而无改垂水三字
同　奄藝郡白子　村田七右衛門　橋彦
石見三隅　大橋伊兵衛　清常
同　同　滑川十兵衛　信清

鈴屋門人錄

授業門人姓名錄

伊勢松坂　小津清右衛門　正啓　後號審齋
同　同　中津伊右衛門　光多(ミツナ)
同　同　稻掛什助　棟隆
同　同　須賀正藏　直見
同　同　濱田八郎兵衛　明達
同　同　村坂嘉左衛門　道生　改高行
同　同　覺性院　戒言
同　同　青木喜右衛門　章房
同　同　同　甚藏　成房　章房男也
伊勢飯高郡大津村　森田與右衛門　雅行
同　松坂　折戸太右衛門　氏麿
同　同　德力善八郎　明通
同　同　小島幸助　孝基
同　同　伴元格　忠世
同　同　服部義中　時保
同　飯高郡杉村　法住寺　秀覺
同　渡會郡槌柄　海藏寺　大圓
同　飯高郡大口村　最勝寺　彤譽
同　渡會郡阿曾浦　僧　等傳
同　松坂　竹內彥市　元之　後稱四郎兵衛

伊勢松坂　瀨古喜兵衛　中行
同　飯高郡塚本村　村上小三郞　豐之
同　松坂　鑑蓮院　單旭
同　奄藝郡上野驛　伊藤磯次郞　殷興
同　度會郡槌柄　岩崎源五　忠屋
同　同　向井作兵衛　正隆
同　同　向井市郎兵衛　喜(ヨシ)長
同　同　向井三郎兵衛　清品(ヒデ)
同　同　藤井市郞右門　道治
同　松坂　稻掛十介　大平　初茂穗
同　同　長谷川武右衛門　常雄　初中里氏
同　同　山路喜兵衛　孝正
同　同　村田中書　光庸(モチ)（印本）
同　同　種森喜平太　茂隆
同　飯高郡江津村　西方寺　守忍
同　松坂　後山田住西山主計政樹　中里重五郞　常國
同　同　中里新三郞　常岳
同　飯高郡下村　園部六左衛門　芳武
同　松坂　藤田德右衛門　元能　後號適齋
同　阿濃郡津家中　島川齋　秀尹
同　松坂　中條源兵衛　直基

氏物語（帚木卷）を、享和元年　月十四日には古語拾遺を進講す。
山室山奥墓の事は、前掲奥墓の圖（第五圖）の說明にこれを述べたり。鬢華山蔭及び地名字音轉用例等については、寬政十年の條に、本末の歌のことは寬政元年の條に、言語活用抄のことは天明二年の條にこれをいへり。
眞曆考不審辨は文政三年十二月刊刻す。

〇享和元年

二月十七日、奥詰仰せ付けらる。
「四月某日旅立て」とあるは誤なり。三月二十八日の出立なり。三十日京都に着し四條通東洞院西へ入町に寓居、六月九日京都出立、十二日歸宅せり。在京中のことは、石塚龍麿の都日記にゆづりて之を略す。
五月二十三日、妹宮崎しゆん死去。
八月十六日、鈴屋新撰名目々錄起稿。
答問錄は天保六年刊刻す。

〇明治八年

三月二十一日、川口常文等相議りて、祠宇を山室山の墓側に營み山室山神社と號す。該神社の事は前掲山室山神社の圖（第四圖）の說明に述べたり。

〇明治十三年

七月六日、御巡幸の途に接せるを以て、山室山の墓前に、勅使として侍從富小路敬直を差遣せらる。

〇明治十六年

二月二十七日、贈正四位に敍せらる。

〇明治三十八年

十一月十八日、贈從三位に敍せらる。十二月十一日、策命使として三重縣知事有松英義参向。

鈴屋翁略年譜補正終

七月二十日、古事記傳卷三十七起稿。十月十七日淨書終る。
八月十三日、濱田藩主松平康定參宮にて松阪に宿泊、夜旅館に至りて謁す。十六日、歸途また一泊、正午頃より旅館に至り、源氏物語（初音卷）進講、十時頃退出す。
十月二十二日、古事記傳卷三十八起稿、翌八年正月二十八日脫稿、二月五日淨書終る。
十二月十五日、三女能登、山田安田傳大夫に嫁す。

○寛政八年

二月六日、古事記傳卷三十九起稿五月二十九日脫稿、七月四日淨書終る
七月四日、天祖都城辨々の第二稿を起す。九月二十日版下を書き終る。刊刻は翌九年五月なり。
七月十日、江戸より歸國の松平康定に桑名の旅館にて謁す。
七月二十一日、古事記傳卷四十起稿、十一月二十七日脫稿、十二月八日淨書終る。
十一月二十五日、出雲風土記意宇郡古文解一册を撰す。
十二月八日、古事記傳卷四十一起稿、翌九年四月一日淨書終る。
十二月十一日、蒲生秀實來訪。
是の年源氏物語玉小櫛成る。寛政五年頃起稿。九月十八日その淨書を始む。寛政十一年秋刊刻。

○寛政九年

正月二十五日、長女飛驒四日市高尾九兵衞に嫁す。
四月十八日、古事記傳卷四十二起稿、九月二十二日淨書終る。
遠鏡は寛政六年正月既に成れり。
五月、古事記傳第三帙（六册）刊刻。
孟後より初冬まで氣分快らず。
八月六日、長男春庭京都より歸る。針醫を業とす。
十月二十六日、弟村田與三兵衞親次死去。
十二月三日、古事記傳卷四十三淨書終る。
十二月十六日、長男春庭、故村田與三兵衞の女伊伎を娶る。

○寛政十年

三月四日、古事記傳卷四十四起稿、六月七日脫稿、同月十三日淨書終る全部終業。
四五月頃、伊勢二宮さき竹の辨成る。
家譜修撰といへるは家の昔物語の事なるべし。家の昔物語は六月二十六日起稿、七月二十日に淨書せり。
初山踏は十月八日に稿を起し、同月二十一日に脫稿。
十一月十三日、神代紀髻華山蔭を起稿、同月二十四日脫稿、十二月十日淨書終る。
十一月、地名字音轉用例既に成る。
鈴屋の文集歌集七册は寛政十二年閏四月刊刻。○寛政九年までの作を載せたり。

○寛政十一年

若山行を二月とせるは誤なり。一月二十一日出立、二十四日若山着、二月二十四日若山出立、二十五日吉野山に登り水分神社に參詣、二十八日歸宅す。今回の若山行は、初ての御目見を乞はむが爲にして、二月三日御目見仰せ付けらる。また二月十七日源氏物語（紅葉賀卷）進講同月二十二日清信院より召されて、萬葉集（卷一）、源氏物語（初音卷）、古今集（大歌所の歌、神樂歌、眞名序）を講ず。
二月、門人稻懸大平及びその家族を厄介となすの儀聞き届けらる。

○寛政十二年

四月二十三日、歷朝詔詞解の撰成る。起稿は寛政十一年六月八日なり。
七月、男春庭春村宛遺言書一册を認む。
枕の山の成れるは十月十八日なり。卒後刊刻す。
是の年、召により若山に赴く。十一月二十日出立、二十四日若山着、翌享和元年二月、十三日若山出立、大阪奈良を經て三月一日歸宅す。若山滯在中、寛政十二年十一月二十九日、十二月四日、同八日、同十四日源

遷幸なたがみてよめる長歌の成れるは、十二月か翌年の正月かなるべし寛政三年十月刊刻、題して仰瞻鹵簿長歌といふ。

〇寛政三年

二月十九日、次女美濃、松阪、長井嘉左衞門(後小津勘藏といふ)に嫁す

美濃家裏同折添は四月十三日成れり。家裏の刻は寛政七年十二月なり

四月十六日、古事記傳卷三十起稿、十月二十四日脫稿、同月三十日淨書終る。

十月三十日、古事記傳卷三十一起稿、十二月二十九日脫稿、翌四年正月二十一日淨書終る。

十二月五日、加藤千蔭より初て書狀來る、翌四年正月六日返信を贈る。

是年玉霰既に成る。九月九日版下を書林に送り、刻成れるは翌四年の春なり。

〇寛政四年

閏二月十一日、古事記傳卷三十二起稿、五月十九日脫稿、五月三十日淨書終る。

閏二月十一日、出雲國造神壽詞後釋成る。起稿は正月二十二日。

閏二月、古事記傳第二帙(六册)刊刻。

三月、門人の乞により名古屋に赴く。五日出立、七日名古屋着、二十四日名古屋出立、二十七日歸宅す。

五月三十日、古事記傳卷三十三起稿、十月十一日脫稿、同月十三日淨書終る。

十月十八日、古事記傳卷三十四起稿、翌五年正月十五日脫稿、正月二十四日淨書終る。

十二月三日、藩主德川治寶(紀州侯)に事へ五人扶持を賜る。

〇寛政五年

玉勝間刊刻は第一編(三册)が寛政七年六月、第二編(三册)が寛政九年十二月、第三編(三册)が寛政十一年九月、第四編(三册)が享和二年頃第五編(目錄共三册)が文化九年正月なり。

京都へ上れるは三月十日なり。また京を立てるは四月十二日にして、歸宅せるは二十九日なり。在京中四月二日芝山持豐卿に謁し、同月八日妙法院宮眞仁法親王に謁見す。また小澤蘆庵、伴蒿蹊等を訪ふ。

枕の草葉は安政二年刊刻す。

九月二十三日、古事記傳卷三十五起稿、十一月二日脫稿。同月十二日淨書終る。

神壽後釋の成れるは寛政四年なり。

〇寛政六年

正月、古今集遠鏡既に成れり。

二月二日、古事記傳卷三十六起稿、翌七年五月十二日脫稿、六月八日淨書終る。

三月、門人の乞により名古屋に赴く。二十九日出立、四月一日名古屋着、二十二日名古屋出立、二十六日歸宅す。

十月十三日若山着、十一月三日五日大祓詞を、六日詠歌大概を進講す。閏十一月十三日十人扶持に加增、御針醫格仰せ付けらる。また淸信院殿(藩主治寶の父重倫の實母)より召され、閏十一月十二日源氏物語(若紫卷)、古今集(俳諧部)を、十六日古今集(眞名序、假名序)を講ず。歸途京都に立ち寄れるは二十六日にして、二十九日芝山持豐卿父子に對面、十二月一日京都出立、四日歸宅す。

十二月、松阪醫師總代と連署して、同町少名彥神社境内に儒學神學歌學醫學の研究所を建設せんことを願ひ出づ。

紀見のめぐみは安政二年に刊刻す。

是の年(六月以後)長男春庭失明。

〇寛政七年

正月二十二日、淸信院の命により、伊勢物語古意可否の考を書き終る

中衞と改名せるは二月十六日なり。

大祓詞後釋の成れるは七月十五日なり。三月三十日起稿。

四月二十三日、長男春庭、針衞稽古のため京都に赴く。

九月十二日、眞暦考を撰す。寛政元年春刻す。
十月十三日、書齋を階上に造る。十二月上旬竣工。これ鈴屋にして廣さ四疊半。前掲鈴屋の圖（第三圖）の說明參看。
十月、言語活用抄の稿既に成れり。明治十九年十月刻す。

〇天明三年

三月二十六日、古事記傳卷二十起稿、天明四年二月三十日淨書終る。

〇天明四年

正月二十八日、家の昔物語（別卷）一冊を撰す。
三月六日、古事記傳卷二十一起稿。天明五年五月二日淨書終る。
六月二十九日、漢字三音考の稿成る。九月十一日淨書終る。

〇天明五年

正月二十日、次男春村、津小西太郎兵衛の養嗣子となる。
五月二十五日、古事記傳卷二十二起稿、天明八年五月十二日脫稿、同年同月二十三日淨書終る。
鉗狂人は文政四年に刻成れり。
是の年、古事記傳出版の計畫成る。

〇天明六年

五月上旬より病氣、閏十月に至りて猶全快せず。
十一月三日、長女飛驒、津草深玄鑑に嫁す。寛政四年離別。
是の年、玉矛百首既に成る。
玉匣の刊刻は寛政二年三月なり。
古事記上卷の傳（卷一より卷十七まで）成れるは、既記の如く安永七年なり。さて古事記傳の版下は、卷十五、十六、十七、二十二、二十三、二十四の六冊は自身に書き、卷一より十四まで及び卷十八、十九、二十の十七冊は男春庭、卷二十一は栗田土滿、卷二十五より二十九まで五冊は女美濃、卷三十より三十四まで五冊は植松有信、卷三十五より終まで十冊は丹羽勗なり。尤も春庭が書ける十七冊の本文は宣長が書けるなり。

〇天明七年

祕本玉匣は嘉永四年五月刊刻。
四月の末より病氣、五月下旬快復。

〇天明八年

三月十日の夜、村田春海來訪。
六月十二日、古事記傳卷二十三起稿、十月二十四日淨書終る。
八月、天祖都城辨々の初稿既に成れり。
十月二十九日、古事記傳卷二十四起稿、十一月七日淨書を始む。
是の年、天地圖の稿既に成れり。

〇寛政元年

名古屋に赴けるは三月なり。十九日出立、二十一日名古屋着、四月二日歸宅。
四月、本末歌既に成る。
神代正語の成れるは五月二十九日なり。四月起稿、翌二年二月刊刻。
七月二十八日、古事記傳卷二十五起稿。十一月十日脫稿。同月十八日淨書終る。
十一月十一日、古事記傳卷二十六起稿、十二月九日脫稿、十二月十二日淨書終る。
十二月十二日、古事記傳卷二十七起稿、翌二年六月二十三日脫稿、七月七日淨書終る。

〇寛政二年

七月八日、古事記傳卷二十八起稿、十月二十九日脫稿、十一月八日淨書終る。
九月、古事記傳初帙（五冊）刊刻。
上京の途につけるは十四日、十六日着京、二十八日歸宅す。
十二月二十一日、古事記傳卷二十九起稿、翌三年四月十五日淨書終る。
是の年、古事記傳初帙、妙法院宮より天覽に供せらる。

四年正月にして、刻成れるは寛政七年六月なり。

○明和二年

八月四日、谷川士清に初て尺牘を贈り、神道及び古言の解釋につきて其の說を論難し、復古の志を述ぶ。

○明和三年

是の年、萬葉集卷十一十二十三の中重載歌の事、全篇卷の次第の事一册既に成る。

○明和四年

正月十四日、石上集(自選家集)二册を編す。

六月二十五日、古事記傳卷四の淨書終る。

草庵集玉箒(前編)の成れるは、前に記せる如く寶曆六年なり。明和四年九月は前編刊刻の時なり。續編は天明六年の秋刊刻。

○明和六年

十二月四日、眞淵翁卒去の報、楫取魚彥より來る。

○明和八年

十月九日、直日靈を撰す。紐鏡の成れるも十月なり。

十二月、古事記傳卷五脫稿。

○安永元年

菅笠日記は五月頃既に成れり。寛政七年八月刻す。

九月八日、古事記傳卷七の淨書終る。

○安永二年

閏三月七日、古事記傳卷八の淨書終る。

春、自ら像を畫きて「めづらしきこまもろこしの花よりもあかぬいろ香は櫻なりけり」の詠を讃す。

○安永三年

四月七日、古事記傳卷九の淨書終る。

七月二十三日、古事記傳卷十の淨書終る。

十一月十日、古事記傳卷十一の淨書終る。

○安永四年

六月十七日、古事記傳卷十二の淨書終る。

○安永五年

十二月十一日、古事記傳卷十三の淨書終る。

○安永六年

十月二十五日、古事記傳卷十四の淨書終る。

十二月、馭戎慨言の稿成れり。

○安永七年

正月二十九日、古事記傳卷十五の淨書終る。

馭戎慨言は安永六年既に脫稿、淨書の終れるが今年二月三十日なり。

四月十五日、古事記傳卷十六の淨書終る。

閏七月十五日、古事記傳卷十七の淨書終る。

○安永八年

二月、國歌八論斥非再評之評一册既に成る。

玉小琴は十一月五日に成れり。天保九年三月刊刻。

玉の緒は十二月六日に成れり。寛政二年刻既に成る。

○天明元年

正月二十三日、古事記傳卷十八起稿、天明二年二月七日淨書終る。

手向草の成れるは翌年なり。追善會は今年十一月九日に催されたり

眞曆考の成れるも翌年なり。

鈴屋は天明二年の末に造れる宣長の書齋なり。されば元年の頃に鈴屋の號あるべからず。

○天明二年

正月十六日、手向草を編す。天明四年刻す。

二月二十日、古事記傳卷十九起稿、天明三年三月二十一日淨書終る。

七月十五日、瘧を病む。十月頃に至りて漸く快復。

八月十八日、天文圖說一册を撰す。

外祖母村田元壽尼に隨伴して、智恩院御忌參詣のため、正月二十二日出立二十四日京着、二月四日歸郷せり。

遊學のため松阪を立てるは三月五日にして、七日着京、十六日景山に入門す。さて景山の先祖正意を惺窩の門人と記したれど、宣長の手記せるものには林道春の門人とせり。又景山の宅を室町の南とせるは室町の西の町南方の誤なり。

九月二十二日、新玉津島の社司森河章尹の門に入りて和歌を學ぶ。

〇寶暦三年

七月二十二日より堀元厚に入門、醫書の講説を聽く（寶暦四年正月二十四日元厚歿す）

健藏と改名せるは九月九日にして、十一月に號を芝蘭と稱す。

川口常文の本居宣長大人傳に、八月尾花がもと（一名おもひ草）一册成れるよし記せり。

〇寶暦四年

幸順の門に入れるは五月一日にして、十月十日室町四條の南なる幸順の宅に轉宿せり。幸順は英仁親王（後桃園院天皇）の御典醫にして、漢學を景山に學ぶ。

（寶暦五年

改名せるは三月三日なり、さて「中たび春字を舜と書給へり」とあれど、「中たび」といふことといぶかし。交へ用ゐたるやうなり。但し春は本體、舜は變體なり。而て舜の字、初は蕣と書せるを、寶暦九年の秋ごろより舜と書せり。

〇寶暦六年

「契沖が著せる云々」とあるは、玉勝間によりて記せるなるべけれどこれを寶暦六年のこととせるはいぶかし。玉勝間には「京に在しほど」と記せるのみなり。まづ古今餘材抄を見たるが寶暦六年ならざるは、寶暦四年三月に餘材抄（序文の部）二册を自ら寫せることあるに徴して明かなり。而て玉勝間によれば、百人一首改觀抄を見たるは餘材抄の前ならざるべからず。さて改觀抄を見て、はじめて契沖といひし人の説をしり、そのよにすぐれたるほどをも知れりとは玉勝間に記せる所然るに宣長は、寶暦二年五月十二日に伊勢物語を人より借りて、其の書入の諸説を抄寫せるが、その奥に「右伊勢物語、契沖之説而景山先生所增益也」と識せり。又同年十一月　十一日に寫し終れる枕詞鈔といへる一册の書は、契沖の説に樋口宗武が自己の考を記し加へたる書なり。これらを併せ考ふるに、「改觀抄を見て契沖を知りたるは、上京後間もなきことと思はる。されば、「これを以て寶暦六年の條に入れたるは根據なしといふべきなり。

二月頃より有賀長川の門に入りて和歌を學ぶ。有賀家月次會に初て出席せるは二月十五日なり。

五月十四日、「草庵集玉箒（前編六册）の稿成る。

〇寶暦七年

京より歸れるを七月とせるは誤にして十月六日なり、三日に京都を立ちたり。

〇寶暦八年

正月二十日、古今選の稿を起す。三月二十二日成る。

〇寶暦十一年

眞淵翁に謁せるは寶暦十三年なり。

三月、阿毎菟知辨を撰す。

〇寶暦十二年

草深玄弘の女と結婚せるは正月十七日なり。

〇寶暦十三年

五月二十五日、眞淵翁を松阪の旅館新上屋に訪ひ對面す。

紫文要領は六月七日に成れり。

十二月　十八日・眞淵翁入門許諾の旨を、紹介者村田傳藏より通知の書狀（十二月十六日附）到る。翌明和元年正月入門誓詞を呈す。

手枕を寛政三年の刻としたれど、其の版下を大舘高門に送れるが寛政

鈴屋翁略年譜補正

本居清造

明治三十五年、本居宣長全集刊行の際、鈴屋翁略年譜の附錄として、これが正誤を記しゝことあり。當時岐阜の寓居に在りて筆を執りし事とて、參考すべき資料に乏しく、隨て疎漏尠からざるべきを常に遺憾とす。然るに今回全集中の古事記傳を更に出版するに方り、その首卷に添ふるに又略年譜を以てすることゝせり。よりて再考する所あり、更めてこれが補正を試んとす。その詳細なる年譜に至りては、目下資料蒐集考究中なれば、他日これを發表することあるべし。

本文中に記せる門人の數に至りては、次に掲ぐる鈴屋門人錄及び其の補正を參看せられむことを乞ふ。

○享保十七年

十二月七日、妹はん生る。寶暦十一年二月十四日剃髮、智遊と號す。

○享保二十年

二月二十六日、弟親次生る。寛延三年外祖父村田豐商の養嗣子となる。

○元文二年

西村某は通稱を三郎兵衛といふ。八月より元文五年十一歳の秋まで通學。

○元文五年

二月七日、妹しゆん生る。寶暦六年十二月十二日飯高郡大口村宮崎清九郎に嫁す。

定利の歿せるは閏七月廿三日の夜戌の刻ごろにして、忌日を二十四日となすよし家の昔物語に記せり。字を彌四郎と改めしは八月なり。

○寛保元年

榮貞と稱せるは三月なり。さて榮貞の傍訓にナガサダとあれど、當時はヨシサダと唱へたるにて、寛延二年九月十六日に至りてナガサダと改む。山田の今井田氏に養はるゝほどのことなり。

齋藤松菊には、正月二十六日より翌年六月まで從ひ學ぶ。岸江之　に就きしは七　よりなり。

○寛保二年

日記に「寛保二年七月十四日ヨリ廿一日マデ吉野ヘ参十六日夜ヨリ十七日参。十九日高野ヘ参、廿日長谷寺ヘマヒル。」とあり。宣長は父定利が吉野水分神社に祈る所ありて生れたるを以て、報賽のため参詣せるなり。

○延享元年

十一月は十二月の誤なり。

○延享二年

二月二十一日出立、二十三日京着、二十五日北野天満宮に參詣、三月一日京を立ち三日歸鄕す。

○延享三年

四月十七日出立、二十六日江戸着、大傳馬町なる伯父小津源四郎の店に逗留。翌年三月二十六日江戸を立ち、四　九日歸鄕す。

「此頃より尋常風の歌をよみ始給ふ」とあるは、玉勝間卷の二に十七八歳の頃より歌をよめるよし記せるに據れるなるべし。日記を檢するに寛延二年二十歳の條に、去年より和歌に志し今年より專ら斯道に心を寄すと記せり。今井田氏に養はれて山田に在る間の事なり。

濱田瑞雪は通稱を三十郎、名を良安といふ。

茶の湯の式を習へるは寛延元年なり。

正住院に就きて學べるは寛延二年のことなり。

○寛延元年

閏十月十五日の夜より、山村吉右衛門につきて茶の湯の式を習ふ。

十一月十四日、山田妙見町年寄今井田儀左衛門尹平の養子となりて、同家に移る。寛延三年十二月離緣。

○寛延二年

三月下旬より、山田宗安寺の法幢和尚につきて和歌を學ぶ。

十二月二日より、五經の素讀を正住院の住持に學ぶ。

○寶暦二年

いとくちをしくき丶おとろきて。いてあなかなし。あたら大人はやと。なけきかなしひて。さはれ。今よりは。そのかきのこされたる書ともをよく見あきらめて。その敎はうけつきてむ。うつ丶のをしへならさらむからに。ことなるへきことかはと。その後しも。大平かもとにことかよはして。うつし卷のかきりうつしとりて。直く正しきさとしことを。人よりことに心にしめて。尊ひ思ひあふかる丶かあまり。學のすちにさとくかしこく。世に功たてられたるのみならす。翁かうまれつき。つねのおこなひさへ世人に似す。まめに正しかりし事をもき丶傳へて。道のをしへことのみならす。かきおかれたることは。何にても見まほしと。あなかちにもとめらる丶により。わらはのほと。わらは心にしるしおかれたる。いとはかなき筆のすさみをも。かきうつして見せにやりけれは。そのいさ丶け事をも。そのほとのとしなみについてしるして。それらのことまてかきしるされたるなりけり。かくてのち又。大平かもとに見せにおこせて。こはわかうみの子の末につたへて。かくなむとしめさまほしくてなむ。猶もれたる事はなくや。ひかことはましらすやといひおこされけるに。いさ丶かもたかへる所なしとこたへて。かへしつかはさむと思へるそのをりしも。春門翁の。ちかきほとに江戸に出た丶る丶よしき丶て。いとよきたよりと思ひてことつけたりけるを。此翁。難波より出たちて。京の鐸舍の友たちに。かたらふことありて。そのついてにとりいて丶見せられけれは。その人々。こひえて板にゑらせて。藤垣内の藏板になしてしかなと。ねきもとむること丶なりて。そのよし江戸に物してのち。信友主にあひて。しか〳〵なむとかたられけれは。そはともかくもとて。うへなひゆるして。かく事なりぬるなりけり。これかゆゑよしかくなむ。

文政十二年己丑八月二十三日

本居大平

鈴屋翁略年譜終

たび公家のきみたち多く歌よみて給ひける中に富小路殿は古風の長きも短きも殊によくよみとゝのへてたまひけり　山城のとはにかづきて伊勢の海の玉の光りに我もあはばや又馮のはなむけに送三本居大人歸二伊勢國一作詞一首竝短詞とて神風の伊勢の國なる松坂のまつかひありてうちひさす都にのぼり草枕旅やどりしてならの葉の名におふ宮のふることの萬のこと葉朝よひにときかたらふと梓弓音に聞つゝさす竹の大宮人もしづたまきいやしき人も明くれは日のくるゝまで夕されは夜のあくるきはみしゝじもの膝折ふせて玉かづら絶ることなく我もまた教をうけてつがの木のいやつぎ〲にいそのかみふるの中道ふみ見ればあやにたふとく分いればあやにかしこみはしきやしまなびの親と大船のおもひたのみてたびまれくいゆきとひしにあら玉の月も經ずして朝鳥の朝たちゆけばいはむすべせむすべしらになくこなすしたひうらぶれ玉鉾の道に出立てふるさとの二見の浦のふたゝびもさきくいましてかにかくにのぼり來ませと菅の根のねもころにのるけふの別れ路　天つ水あふぎてぞまつ玉くしげ二見の浦の名をしたのみてとよませたまへるもその中のひとつふたつなりかくて大人の身まかり給ひける後に何ぞの故やありけん　伊勢の海の清き渚にけふよりはわがたまとする玉をひろはむと口ずさみ給ひけるとぞそも〱平安の都となりてよりこのかた千年あまりにおよぶまで大宮人の古風の歌よみ給へることのをさ〱世にはきこえざりけるにいとめでたくたふとしさて又このたび公家の君たちの御會また贈答の歌どもを弟子の書あつめて玉の名づきと名づけたる一卷あり又此とき門人石塚龍麿遠江より京に參りあひて松坂まで送りまゐらせけり其ほどの事を記しとゞめて宮古日記といふを大人の見て歌よみて書添給ひけり六月十二日松坂の家にかへり給ふ○九月十八日よりこゝちわづらひ給ひけるがやうやくにあつくなりて廿九日(小)の曉身まかり給ひぬ十月二日かれて定置給ひつる山室山の嶺の墓所に葬めまゐらす塚の上に櫻を植て碑に本居宣長之奥墓と銘せり(此文字は既にみづから書おき給へりとぞ)其墓所は妙樂寺の境内にて松坂より南のかた二里ばかりにありさて此時の事どもは門人靑木茂房の書とゝのへたるがありて歎の下露といふまた尾張の起(オコシ)人加藤磯足が時雨の日記といふもありさて又大人の諡を秋津彦美豆櫻根大人と稱へ申す平常に手馴し給ひける櫻木にて造りたる笏の形したるものを靈牌として諡を書つけて家に祀り參らす又松坂なる樹敬寺といふは祖たちの墓所なりければ其所にも碑を建て僧か呼ぶなる戒名ざまの名をものして家族の常に詣るところとすこれらの事ともはかれて言おき給へるおもむきの有しゆゑなりとぞ

文政九丙戌年九月廿九日謹編畢

鈴屋翁略年譜後書

此一卷は。伴信友主のかきしるされたるなり。これかきしるされたるそのはじめの心さしをとふに。いにし享和のはじめの年。おなしく江戸にありて。心あへる村田春門主を。中人として名簿おくりて。鈴屋の門人となりて。したしくそのをしへことうけつきてむと。思ひたゝれたるを。そのころしも。はやく。翁はなくなられぬと。

年	事蹟	著述	門人	年齢
十一	二月紀伊國に參り歸るさ吉野に物し給ふ	二月吉野百首詠成○古訓古事記成（卒後刻）	廿三人	七十歳
十二	今年伊勢國飯高(イヒタカ)郡山室(ヤマムロ)の妙樂寺の山に豫(カネ)て墓所を點(シメ)て標(シルシ)の石を建置たまふその時よみ給へる歌　山むろに千年の春のやどしめて風にしられぬ花をこそ見め	歴朝詔詞解既に成（今年みつから彫したを書おき給ふ卒後刻）○神代巻髻華山蔭既ニ成（今年刻）○此頃櫻の歌あまたよみ給へるを十月に書あつめて枕の山と書名をつけ給ふ○地名字音轉用例既に成（今年刻）○疑齋辨既に成○眞暦考不審辨既に成○臣道既に成（此書は或人の君に事る道を問たるに示し給へる書にて題號なきを今かく名付たるなり）○五部書説辨加評（こはさきに説辨の本書の中にいたくたかへるところ〳〵におしかみして物せられたるを今かくいふ）○本末の歌既に此長歌をよみて道の意をしめされたりけるを歌集にも何にも漏たりとおぼゆればことに學く○尾張連物部連系圖既に稿し給ふ○言語活用抄稿（門人田中道麿に示して既に書しめ給へり詞八衢のおや書といふへし）	廿四人	七十一歳

年号	事蹟	著述	門人	年齢
享和	人々の請申せるによりて四月某日旅立て都に上り四條烏丸の東に寓(ヤドリ)とりたまひぬ此時大人の許につどひてものまなびするともがら多かり諸國よりきゝつたへて參りあひたるもありけり此ほどやむごとなき御あたりにては中山大納言忠尹卿の御許にたびたび召されて延喜式の祝詞を進講せらる御息宰相中將忠頼卿も聞食れけりまた花山院右大將愛德卿園大納言基理卿東園侍從基仲朝臣大炊御門中納言經久卿河鰭宰相實祐卿今城右中將定成朝臣三條大納言公修卿野宮左少將定業朝臣同侍從定靜朝臣なとも入り來まして御聽聞ありまた日野一位資枝卿富小路新三位貞直卿芝山中納言持豐卿園大納言殿等よりも召れて參り給へり又四條の寓にて萬葉集の講説せられけるを聞食しにとてうち〳〵にきませるきみたちには富小路殿日野中宮權大進資愛朝臣錦小路三位頼理卿外山三位光實卿倉橋中務權少輔泰行朝臣など又祝詞の講説の時には綾小路中納言俊資卿富小路殿錦小路殿 日野 權大進殿源氏物語の時には富小路殿外山殿日野權大進殿なども入らせ給ひぬ其ほか芝山宮内大輔國豐朝臣日野一位殿などもうち〳〵寓に訪ひ來ませりとぞ其外にも猶ありけむかしさて此	伊勢二宮さき竹の辨既に成（今年八月刻）○後撰集言葉の束緒成○今年の秋とみに書とゝのへ給ひて楊本にせんとてみづから彫した三枚書さして卒り給ひぬ（翌年刻）○年頃弟子の問に答給へる答問の書ともをとりあつめて鈴屋答問錄といへる一巻あり猶あろへし又弟子の歌合の判し給へるをとりあつめたる書もあり	廿一人 卒後に及ひて三人 弟子四十餘國之人合四百九十人	七十二歳

年	事蹟	著述	門人	年齢
八			十九人	五十九歳
寛政	弟子の請申によりて二月尾張の名古屋にものし給ふ	五月卅日神代正語成(後年刻)	卅六人	六十歳
二	八月自ラ像をうつし畫きて歌よみて書添給ふ其歌師木島の倭心を人とはゝ朝日に匂ふ山櫻花〇十一月都に上りて廿二日新造の内裡に遷幸の御よそほひををがみ給ふ	十一月遷幸ををかみて長歌を詠給ふ(後年刻)	廿一人	六十一歳
三		四月新古今集美濃家裹同折添成(六年家裹刻九年折添刻)	十三人	六十二歳
四		玉霰既に成(今年刻後年三井高蔭辨玉霰論を著)〇古事記中卷の傳成	卅七人	六十三歳
五	弟子の請によりて三月三日旅立て都に上り給ひ其ほとり難波へものして四月十日京を立て歸るさに近江美濃へ立より又名古屋へおもむきしばしとゞまり給ひて三十日家に歸り給ふ	正月子ノ日より玉勝間を書始給ふ(三卷六年に刻又三卷九年に刻卒後六卷刻成)紀行〇結ひ捨たる枕の草葉成〇出雲國造神壽詞後釋成(八年刻)	四十四人	六十四歳
	紀伊ノ殿に召されて十月十日に出立て若山に参りたまひ御前にて大祓詞古今集ノ序等を進講し又詠歌大概を			

年	事蹟	著述	門人	年齢
六	本文にして歌道を説き聞え參らせ給ふ此度奥醫師の列に召加へられて俸を賜はり又御紋の服に種ゝの祿をさへに賜はり給ひて閏十一月廿三日罷立て歸るさに難波を經て都にものして十二月某日家に歸り給ふ此時よみ給へる歌われはもやみけしたばりぬさきくさのみつ葉の葵のあやのみけしを(此たび稲掛大平主をぐし給へり)	紀行 紀見のめぐみ成 此度稲掛大平主紀行名所の濱裹成	四十人	六十五歳
七	二月字を中衛(チウヱ)と改給ふ	大祓詞後釋成(寛政八年刻)	二十人	六十六歳
八		天祖都城辨辨既に成(今年刻)〇此頃源氏物語玉小櫛成(後年刻)	廿二人	六十七歳
九		古今集遠鏡既に成(今年刻)	十六人	六十八歳
十		古事記下卷の傳成卒後文政五年に至て全部刻成紀伊ノ殿賞たまひて御みづから其題號を書て大平主に賜ひけるを摹彫りて卷の首に載す〇七月家譜修撰成〇十一月初山蹈成(十一年刻)〇鈴屋の文集歌集を書調へ給ふ(卒後刻)	廿一人	六十九歳

年	事蹟	著述	弟子	年齢
六	十月晦日師眞淵翁七十三歳にて卒り給ひぬ此翁の蓬萊雅樂に贈られたる書中に云松坂舜庵へも御面談之由才子に御座候へとも未學業不弘候何とぞ宜くなれかしと存候事也			四十歳
七	正月十二日長女飛驒生			四十一歳
八		直毘靈紐鏡等既に成（今年刻）		四十二歳
安永	三月五日旅立して吉野にものして十四日家に歸り給ふ	吉野の紀行菅笠日記成（後年刻）		四十三歳
二	正月二日二女美濃生		弟子 既に四十三人	四十四歳
三			入門一人	四十五歳
四		正月十日字音假字用格成（五年刻成）	四人	四十六歳
五	正月十五日三女能登生		四人	四十七歳
六			二人	四十八歳
七		二月晦日馭戎慨言成（寛政八年刻）	一人	四十九歳

年	事蹟	著述	弟子	年齢
八		十一月萬葉集玉小琴（集中至第三巻）成〇十二月詞玉緒成（後年刻）	三人	五十歳
九		十一月廿二日葛花成（卒後刻）	六人	五十一歳
天明	此頃より家の名鈴屋と號け給ふ	正月十六日眞淵翁十三回忌追慕の歌集手向草成（後年刻）〇九月十二日眞暦考成（寛政元年刻）	三人	五十二歳
二			二人	五十三歳
三			九人	五十四歳
四			十三人	五十五歳
五		漢字三音考既に成（今年刻）〇十二月鉗狂人成	七人	五十六歳
六		玉匣既に成（寛政元年刻）〇古事記上巻の傳既に成みづからも彫しかたを書給ひ寛政の始刻成	六人	五十七歳
七	十二月やむごとなき所より問せ給ふによりて玉匣と題たる書を上り既に著し置れつる玉匣をば別巻として添へて上り給へりとぞ	正月呵刈葭成〇國號考既に成（今年刻）〇玉鉾百首詠既に成（今年刻後年大平主解を著刻成）〇十二月秘本玉匣成	廿六人	五十八歳

年	事蹟	著述	年齢
三	此頃より尋常風(ヨノツネブリ)の歌をよみ始給ふ○七月より濱田瑞雪(ズヰセツ)を師として射を學ひ○又某に茶ノ湯の式を問ひ○既に正住院に就て五經を讀畢給ふ		十七歳
四			十八歳
寛延	四月五日旅立して近江の多賀ノ大社に詣九日ころ京へ上り廿一日の頃大坂へ下り廿五日伏見宇治を經て京へ立還り五月三日朝鮮人の京の罷立(マカリタチ)を觀給ひ四日京を立て六日松坂に歸給ふ		十九歳
二			二十歳
三			廿一歳
寶暦	二月廿八日兄定治(サダハル)江戸にて沒らる子なきによりて大人家を嗣給ふ○三月江戸へ下り七月十日江戸を立て歸るさに富士ノ峯に登り廿日家に歸り給ふ		廿二歳
二	三月物學ひに京へ上りまつ堀景山を師として儒道を學ひたまひ　景山は禎助と稱ひて其先祖正意といへるは惺窩主の弟子にて代々安藝殿の儒士也　其レか綾ノ小路室町の南なる家に寄宿したまへり○此ころ家號小津をやめて本の本居(モトオリ)に復(カヘ)したまふ		廿三歳
三	九月字を健藏(ケン)と改給ふ		廿四歳
四	五月典藥武川幸順法眼の弟子と成て小兒科の醫術を學ひその室町の南の家に寄宿し給へり		廿五歳
五	三月名を宣長(ノリナガ)字を春庵と改給ふ但し中たび春字を舜と書給へり		廿六歳
六	契沖が著せる百人一首改觀抄古今餘材抄勢語臆斷等を見て始て古學の志を起し給へりとぞ		廿七歳
七	七月京より歸りて小兒科の醫を業(ナリ)とし始給ふこれかれて母刀自の意なりとぞ○賀茂眞淵翁の著されたる冠辭考を見てます／＼古學の志を定め給ひけるとぞ		廿八歳
八			廿九歳
九			三十歳
十			卅一歳
十一	眞淵翁伊勢大和山城わたりものして江戸へ歸るさまに松坂に一夜宿り給へるなりにまうて、古學の旨を問ひきゝたまひつひに名簿を進りて弟子となり給ひぬ此レよりしば／＼書通はしてもの學ひし給へり(眞淵翁今年六十五歳)		卅二歳
十二	伊勢ノ阿濃津人草深玄弘が女を娶給ふ○閏四月母刀自勝子信濃の善光寺に詣で、尼になられぬ		卅三歳
十三	二月三日長男健藏春庭主生	著述　石上私淑言既に成(卒後刻)○手枕既に成(寛政三年刻)○古今選既に成(卒後刻)○六月紫文要領成	卅四歳
明和		古事記傳の稿を始給ふ	卅五歳
二			卅六歳
三			卅七歳
四	正月十四日二男恭次郎春村生	九月草庵集玉箒成(後年刻)	卅八歳
五	正月朔日母刀自沒られぬ	九月國歌八論同斥非の評成	卅九歳

鈴屋翁略年譜

世系

延暦御後平高望朝臣裔權大納言頼盛卿六世孫

平建郷 本居縣判官 ― 武遠 兵部大輔 ― 武秀 兵部大輔

直武 左馬助 屬伊勢國司北畠顯能卿 ― 武基 民部少輔 至于武連代々屬北畠家 ― 武之 和泉守

武貞 左馬亮 ― 武延 左衛門尉 ― 武重 左馬亮

武利 兵部大輔 ― 武連 總助 ― 延連 正右衛門 屬蒲生氏郷卿
　　　　　　　　　　　　 ― 武秀 左兵衛 屬氏郷卿

某 家號改小津 七右衛門 ― 二男 某 三郎右衛門 ― 定治 三四右衛門 本生小津喜兵衛某長男

定利 三四右衛門 ― 定治 三四右衛門 本生小津孫右衛門某子
　　　　　　　　― 宣長 爲定治嗣 家號復本居 春庵 中衛 母村田孫兵衛豐商女勝子

鈴屋翁略年譜

年	事蹟	年齢
享保十五	五月七日子ノ刻紀伊殿の知しめす伊勢ノ國飯高ノ郡松坂ノ里にて生れ給ふ小津富之助と稱す	
十六		二歳
十七		三歳
十八		四歳
十九		五歳
二十		六歳
元文		七歳
二	西村某を師として手習を始給ふ	八歳
三		九歳
四		十歳
五	閏七月廿四日父定利主沒られぬ○字を彌四郎と改給ふ	十一歳
寛保	名を榮貞と付キ給ふ○齊藤松菊に從ひて手習し給ひ○岸江之仲にたよりて四書を讀始め又猿樂の謠曲を習ひたまふ	十二歳
二	七月因ありて大和ノ國吉野ノ峯ニ坐水分ノ神社に詣て給ふ	十三歳
三		十四歳
延享	十一月廿一日元服し給ふ	十五歳
二		十六歳

鈴屋翁略年譜　　伴信友著

略年譜序

老行まゝに過來しかたみのおもひいでられて見るものきくものにつけてむかしばかりむかしきはなかりけり春門はたちばかりのほど鈴屋の大人のみもとにまゐりそめしより今は五十年ちかくなむなりける其程の事どもとありきかゝりきと思へどもつきせず春山にたなびく霞のおほほしくながめわたるを伴信友主大人の略年譜といふもの書出たりとて見せらるゝをみればまのあたり見え奉りし時の事どもをちかへり今の現のごとく俤に見えてうれしともかなしともいはむかたなくなむしか思ふ我こゝろからはやく世にひろく物せられよ遠き國に住みて大人にしたしく見え奉らざりし人々にはかゝるものみせまほしといひやりつるにいでいな石上ふることと學びの道のおやとたふとび奉ることなどは今さらいふべくもあらずよいほのもりの松のはのわかきほどはよのつねの人なみにはかなき事どもならひて三十ちかくて道にこゝろざし川上のゆづいはむらのうごきなく大いなるいさをゝたて給ひし事を人にもしらせ後まきのいねも猶たのみありとふとく厚きこゝろざしを立させばやとてかくものしたるなれば同じこゝろざしの人あらばうつさせなどはしもすべしとかねていはれしを今年春門江戸へくだらむとしけるころ京の鐸屋の人々板にゑらせむと思ふなりいとよきついでなればこのことはからへといはるゝがうれしくてこゝにくだりて浮世の山の椎柴しひて信友主にこひえたるなりそも〳〵我大人のつる龜の世をつくし給ふとも猶あきたらじとおもふこゝろのなぐさめにくりかへし〳〵見ても〳〵むかしきはこのとしだてになむありけるかくてこのはし辭かくべき人これかれあるべけれど春門ものすることはむかし信友主大人の御もとになづき奉られし時なかだちせし故よしもあればとかの主のゆるさるゝにまかせてなりけり

文政十二年なが月廿日餘り五日の日江戸の
永田の里の旅やどりにて

村田春門しるす

寛政十年九月十三夜
古事記傳かきをへぬる
よろこびの會して披
書視古といふことを題
にて人々うたよみけるに
よめる

古事の記をらよめば
いにしへのてぶりこととひ
きゝみるごとし

宣長

○古事記傳終業慶賀會の詠なり。寛政十年〔六十九歳〕九月の日記に、

十三夜宵曇深更月清。今夜於當家一月見會。是古事記傳終業慶賀會也。

とあり。當夜の當座題は寄月祝國

雲霧もをさまれるよを長月のこよひ月見る國のゆたけさ

くもらじないく千かへりの千五百秋みづほの國の長月のかげ

八束穂に國のさかえも長月の影ゆたかなるあきの千町田

第二十二圖

古事記傳終業慶賀會の詠

編者藏

古事記下卷終

神代一之卷

本居宣長謹撰

天地初發之時。於高天原成神名天之御中主神。訓高下天云阿麻下效此次高御產巢日神。次神產巢日神。此三柱神者。並獨神成坐而

○古事記傳の淨書本なり。古事記傳は畢生の大事業にして、眞淵翁に入門せる頃より既に其の稿を起し、三十餘年の歲月を經て、寛政十年〔六十九歲〕六月七日脫稿、同月十三日を以て淨書を終れり。當時荒木田久老に贈れる十七日附の書翰に、

一、私古事記傳も當月十三日全部四十四卷卒業、草稿本書立申候。明和四年ゟ書はじめ〔淨書の初をいへるなるべきか。起稿は明和元年なり〕卅二年にして終申候。命ノ程を危ク存候處、皇神之御めぐみにかゝり、先存命仕候而、生涯之願望成就仕、大悅之至存候儀に御座候。乍二慮外一御歡可レ被レ下候。

とあり。

各卷における起稿脫稿淨書の年月の明かなるものは、鈴屋翁略年譜補正にこれを揭げたり。安永七年の頃、相模の飯田百頃に答へたる宣長の書中、古事記傳撰述に關する記事あり。抄錄して參考に供す。

古事記の事もかにかくにいつとなく、世のいとなみのみしげき身にし侍れば、心ばかりはいそぎ侍れど、すが〳〵とも事ゆかで、漸に上つ卷をはりなんとする程になん侍るを、其一まきの註十まり五卷ばかり侍れば、下つ卷まですべては四十まきばかりにもや成侍りなん。大かた世の物しり人のもの註するは、たゞことずくなゝるをよきことにはし侍るめり。それはたさることに侍れど、おのがこの古事記の註は、つばらかなるがうへにもなほつばらかにせんとなん思ひ侍れば、うるさきまで長々しく侍る也。さるは古事記にかゝらぬあだしごとをさへ何くれとかきくはへて大よそ古學（フルコトマナビ）の道は此ふみにつくしてんの心がまへになん侍る。

第二十一圖

古事記傳淨書本

編者藏

○右圖は詞の玉の緒の淨書本なり。本書は安永八年〔五十歳〕十二月六日に成れり。起稿の年月は詳かならざれど、現存せる原稿の殘篇を檢するに、幾度もその稿を改めたるが如し。

○左圖は古今集遠鏡の淨書本なり。遠鏡は寛政六年〔六十五歳〕正月既に成れり。寛政八年五月上旬より版下を自ら書き初め、同年十月二十五日に終る。

○右圖は詞の玉の緒の淨書本なり。本書は安永八年〔五十歲〕十二月六日に成れり。起稿の年月は詳かならざれど、現存せる原稿の殘篇を檢するに、幾度もその稿を改めたるが如し。

○左圖は古今集遠鏡の淨書本なり。遠鏡は寛政六年〔六十五歲〕正月既に成れり。寛政八年五月上旬より版下を自ら書き初め、同年十月二十五日に終る。

第二十圖

詞の玉の緒淨書本

古今集遠鏡淨書本

編者藏

○直日靈及び玉鉾百首の淨書本なり。直日靈は明和八年〔四十二歳〕十月九日の撰なり。玉鉾百首は天明六年〔五十七歳〕に既に成り、版下をも自ら書きて、同年閏十月四日書林に送れり。

第十九圖

直日靈淨書本

玉鉾百首淨書本

編者藏

本居長世氏藏

神代紀髻華山蔭

○右圖は玉の小櫛の草なり。玉の小櫛は寛政五年〔六十四歳〕頃その稿を起し、寛政八年に至りて成れるが、其の淨書を始めしは寛政八年九月十八日なり。濱田藩主松平康定、早く刊刻せまほしとの事にて、同年十月頃より宣長版下を書き始めしが、翌年九月四日に至りて全部書き終れり。圖は卷一の第二稿にして、寶暦十三年〔三十四歳〕に成れる紫文要領を改竄せるもの、寛政七年三月十二日に稿を起せり。菅笠日記の稿を裏がへして書したり。宣長は常に紙を節約し、原稿の如きも多くは表裏兩面を用ゐたり。

○左圖は神代紀髻華山蔭の草なり。本書の功程は圖の自記に委し。寛政十年〔六十九歳〕の著なり。寛政十一年六月四日版下をも自ら書き終れり。

○右圖は玉の小櫛の草なり。玉の小櫛は寛政五年〔六十四歳〕頃その稿を起し、寛政八年に至りて成れるが、其の淨書を始めしは寛政八年九月十八日なり。濱田藩主松平康定、早く刊刻せまほしとの事にて、同年十月頃より宣長版下を書き始めしが、翌年九月四日に至りて全部書き終れり。圖は卷一の第二稿にして、寶曆十三年〔三十四歳〕に成れる紫文要領を改竄せるもの、寛政七年三月十二日に稿を起せり。菅笠日記の稿を裏がへして書したり。宣長は常に紙を節約し、原稿の如きも多くは表裏兩面を用ゐたり。

○左圖は神代紀髻華山蔭の草なり。本書の功程は圖の自記に委し。寛政十年〔六十九歳〕の著なり。寛政十一年六月四日版下をも自ら書き終れり。

第十八圖

玉の小櫛稿本

神代紀髻華山蔭稿本

編者藏

果を復命のため江戸に赴けり。康定が玉の小ぐしを版行せんとせるは蓋しこれらにもとづけるものなるべし。紫文要領は寶暦十三年〔三十四歳〕六月七日に成れり。

古事記傳四帙とは、卷十八より卷二十三まで六册をいふ。卷二十一以下の版下を書ける者に就いては、鈴屋翁略年譜補正にこれを記せり。「土まろ」は門人栗田土滿、「橫井」は同橫井千秋なり。そもそも古事記傳刊刻の擧は橫井千秋の企つる所にして、其の資をも自ら支給せり。然るにこれを繼續すること能はずなれるは、その頃永く病にかゝり、且つ老衰して事に堪へざりしがためなりとぞ。さて此の後これを引き受けたる書林は、永樂屋東四郞と風月堂孫助との兩人なり。

「眞風」は澤眞風にして門人なり。在京中の春庭の世話を萬事賴みある人「竹內彥一」は門人竹內直道、「おのと」は宣長の三女なり。

果を復命のため江戸に赴けり。康定が玉の小ぐしを版行せんとせるは蓋しこれらにもとづけるものなるべし。紫文要領は寶暦十三年〔三十四歳〕六月七日に成れり。

古事記傳四帙とは、卷十八より卷二十三まで六册をいふ。卷二十一以下の版下を書ける者に就いては、鈴屋翁略年譜補正にこれを記せり。「土まろ」は門人栗田土滿、「橫井」は同橫井千秋なり。そもそも古事記傳刊刻の擧は橫井千秋の企つる所にして、其の資をも自ら支給せり。然るにこれを繼續すること能はずなれるは、その頃永く病にかゝり、且つ老衰して事に堪へざりしがためなりとぞ。さて此の後これを引き受けたる書林は、永樂屋東四郎と風月堂孫助との兩人なり。

「眞風」は澤眞風にして門人なり。在京中の春庭の世話を萬事賴みある人「竹內彥一」は門人竹內直道、「おのと」は宣長の三女なり。

言語も通せぬことなるを、意を以てしゐて通ずる也」「彼國にては平仄四聲あきらかに、風調聲音ことぐ\く、よしあしともに生れつきのわが物也。それを此方にてたとひいかほど奥旨に通じても、韈をへだてゝ痒をかくことをまぬがれず」と難じ、「和歌は、吾神州開闢來自然の聲音言辭を以て自然天性の情をつらぬる。明らかなることむべならずや」と稱揚し、「同じ風雅に從事せんとならば、人の國のまはりどをき詩より、吾邦自然の和歌に心を用ひんことこそあらまほしきこと也」といへり。

○中なるは寛政六年［六十五歳］和歌山の旅寓より、松阪の留守宅に贈れる書狀なり。書中なる「新町」は弟村田親次、「湊町」は二女美濃の嫁せる長井嘉左衛門、「津兩家」は次男小西春村と妻の實家草深氏とを指せるなり。また「田丸や」は稻懸大平、「高蔭」「中里」は三井高蔭、中里常岳、「服部義內」は服部中庸にして、何れも門人なり。

宣長が和歌山藩主德川治寶に事へしは寛政四年十二月にして、寛政六年始て出府せるなり。

○下なるは寛政八年［六十七歳］在京中の春庭に遺せる書狀なり。書中初に「兩人」とあるは、春庭と附添の久助となり。

遠鏡の版下は自ら書く所、寛政八年十一月三日悉くこれを書林に送れり。校正摺の來れるも十一月なり。

玉の小ぐしの版下も自身に書きたり。而て寛政九年四月十日より同年十二月九日までに悉皆これを書林に送れり。校合摺の初て來れるは同年七月初旬頃なり。「周防守」は濱田の藩主松平康定にして、國學を好み、宣長を信ずること篤く、其の臣岡田元善、小篠敏等をして其の門に學ばしむ。寛政七年八月參宮の途次松阪に立寄り、宣長を旅館に召して源氏物語の講釋を聽けることあり。當時また小篠敏は、君命によりて源氏物語の講釋を聽かんとて松阪に滯留中なりしが、翌八年四月修業の結

○上なるは寶暦七年〔二十八歳〕十月京都より歸りて間もなく、某に贈れるものなり。名古屋市山本九八郎氏所藏に、該尺牘の後半闕損せるものありて、その初に「長井元恂様　春庵」と記せるが、卷紙認にして宣長の筆なりと傳承せり。さては長井元恂なる人に贈れる尺牘なるべきか。書中、歌の詩に優れることをいふ。詩歌優劣の議論は、京都遊學中の著と信ぜらるゝ『あしわけ小船』に詳述せり。其の一節をあぐれば、

詩と歌との辨をなをいはゞ、詩は時代にしたがひて詞も意もかはりゆく也。まづ三百篇の風雅の詩は人情をありのまゝにいひのべたるゆへに、女童の言めきてみなはかなきもの也。これが誠の詩の本体なり。さて次第に世のうつりかはるにつれて、後世の人は心さかしくなりゆけば、かの上代のはかなき詞つたなき意をはぢて、我實情をばいひ出ず、いかにも大丈夫の意をつくり出す。これ上代も末代も人情にかはることはなく、今とても人の實情をさぐりみれば、上代にかはらずはかなくおろかなるもの也。さかしく男らしきは實情にあらず。されば後世の詩はみな實にあらず、つくりかざれる情也。○中略。さて和歌も時代にしたがひてうつりかはるとはいへども、右にいへる詩のかはりゆくとは異なり。まづ歌のかはりゆくは詞也。萬葉の歌と中古以來の歌とをくらべみよ。大にことにしてさら〱同じものにあらず。されども情は萬葉の歌も今の歌もかはることなし。今の歌とても、たゞはかなくおろかにみへて、女童などの云ふべきやうの情のみ也。これ詩とのかはりめ也。○中略。唐土の人は、たゞ議論嚴格なることにのみ心のつながれてゐるゆへに、詩もをのづからやはらぐるとはすれども、どこやらが理窟がましき處ありて、上代の詩の本意にあらず。和歌のおもむきをからの詩人にしらせたきもの也。

といひ、尙用語上より其の優劣を論じて「詩は唐土のこと也。いかに通達したればとて、人の國吾國

第十七圖

尺牘の案

男春庭に遣せる書狀

編者藏

に今よりは玉づさの便からさゞらんを、むさしのゝ草のゆかりをおもほしつゝ、あのゝ松原つ
ばらにきこえおこさせたまひねかし。
名におへる渚の眞玉ひろふともやつるゝ袖につゝみあへめや
日にけにさえまさり侍るをよくしのぎたまひて。うちつけなるなめげさは、さるかたにみゆる
したまへ。あなかしこ。
しはす五日
橘　千　蔭
本居の君へまゐる

○加藤千蔭が萬葉集略解を撰するに方り、寛政三年十二月初て音信を通ぜるに對し、翌四年〔六十三歳〕正月に答へたる消息なり。兩者の交情はこゝに其の端を開き、千蔭は略解の稿成るごとにこれを送りて、宣長の閲覽を乞へり。書中に見えたる楫取魚彥の訪問は、明和六年參宮の途次にして、村田春海の來訪は、天明八年三月十日の夜なり。次に千蔭が寛政三年の書を掲ぐ。

雲ゐのよそにへだち侍るものから、み名は鳴神の音にきゝわたり侍りつ。おのれ千蔭、はやく賀茂のうしに名づきおくりつれど、いとわかゝりし時の心おこたりに、おほろかにものしつゝ、なにはの事もわいだめ侍らざりしほどに、おほやけごとにのみかゝづらひて、いとまなくなん成にて侍れば、こゝろのほかにうとく成もて行て、つひに問明らむる事なくて、うしみまかられつれば、今はたやちたびくゆともかひなくなん。此四とせさきに、千蔭やまひによりてつかへをしぞき侍しより、おふけなくうしのこゝろざしを繼てむと思起しつゝ、萬葉考をくり返し見侍るに、うしこゝらのとし月つとめたまへりし眞心はおぼろけならぬものから、齡の末に至ては、いかにぞやしひごとにやとおぼしき事どももまじらひ侍りて、卷のついでなどかうがへられしはいとことわりある事ながら、はやく今のついでに成ぬるとみえ侍るを、わたくしに改むべきならずおぼえ侍れば、今の本のまゝにて、つばらなる事は考にゆづりて、あら〳〵かいつめ見侍つれど、なほたど〳〵しき事のみぞおほかる。さるたづきありて、玉のを琴てふ書もとめ出つゝ見侍るに、こゑきゝしらむきはには侍らぬものから、まことにおよびがてなるしらべになむおぼえ侍る。そが中には、千蔭がをぢなき心に、とあらんかゝらむと思ひめぐらしゝと、またくひとしきこともまれ〳〵侍りて、よろこぼひにたへずなむ侍る。されば君のみ名をあらはして書つべくおぼえ侍る也。同じ門に遊べる友垣も殘すくなくなりにて侍れば、こと

第十六圖

加藤千蔭に贈れる消息

編者藏

○寛政十二年〔七十一歳〕十月十八日讃を求むとて、高尾家より畫の來れるよし手記に見えたり。また同年十一月十四日高尾九兵衛に贈れる宣長の書中に「富士賛之儀致二承知一候」とあり。また同書に、

一拙者紀州行之儀、最早當年は參り不レ申候而濟候事と存罷在候處、昨日彼表役人中々書状到來、此節被レ召候由。依レ之近日廿日前後致二出立一罷越候筈に御座候。大方彼方に而致二越年一、來春に至罷歸り可レ申と被レ存候。何事も歸鄕いたし候而可レ得二御意一、此節甚心世話敷何事も不二申入一候。

とあれば、翌享和元年歸鄕後に認めたるものなるべし。

○寛政十二年「七十一歳」十月十八日讃を求むとて、高尾家より畫の來れるよし手記に見えたり。また同年十一月十四日高尾九兵衛に贈れる宣長の書中に「富士贊之儀致二承知一候」とあり。また同書に、

一拙者紀州行之儀、最早當年は參り不レ申候而濟候事と存罷在候處、昨日彼表役人中ゟ書狀到來、此節被レ召候由。依レ之近日廿日前後致二出立一罷越候筈に御座候。大方彼方に而致二越年一、來春に至罷歸り可レ申と被レ存候。何事も歸鄉いたし候而可レ得二御意一、此節甚心世話敷何事も不二申入一候。

とあれば、翌享和元年歸鄉後に認めたるものなるべし。

第十五圖

富士の畫讚

高尾九兵衛氏藏

更衣

花にしそむ心のいろとおのつからかへるもをしに桜乃ね衣

宣長

深山若葉

山ねもうき世のほかよりみ日さしてこそみゆるらきよしらぬ葉

宣長

○更衣は寛政五年〔六十四歳〕の作、深山鹿は、安永八年〔五十歳〕九月十七日嶺松院月次會兼題の歌なり。共に鈴屋集に選び載せたり。前掲の短冊浦立春よりは何れも後の筆にして、晩年に屬せるものなり。

○更衣は寛政五年〔六十四歳〕の作、深山鹿は、安永八年〔五十歳〕九月十七日嶺松院月次會兼題の歌なり。共に鈴屋集に選び載せたり。前掲の短册浦立春よりは何れも後の筆にして、晩年に屬せるものなり。

第十四圖

色紙

編者藏

○寄露神祇の詠は、明和三年〔三十七歳〕三月十一日、松阪嶺松院月次會の當座短冊なり。

○浦立春は、寶暦十年〔三十一歳〕正月二十五日の詠にして、同月次會の兼題なり。鈴屋集にも載せたり。但し當時の歌稿には、結句を「春やたつらん」とせり。後年改めたるなるべし。眞淵翁に添削を乞へる詠草には、既に「春はきにけり」とせり。
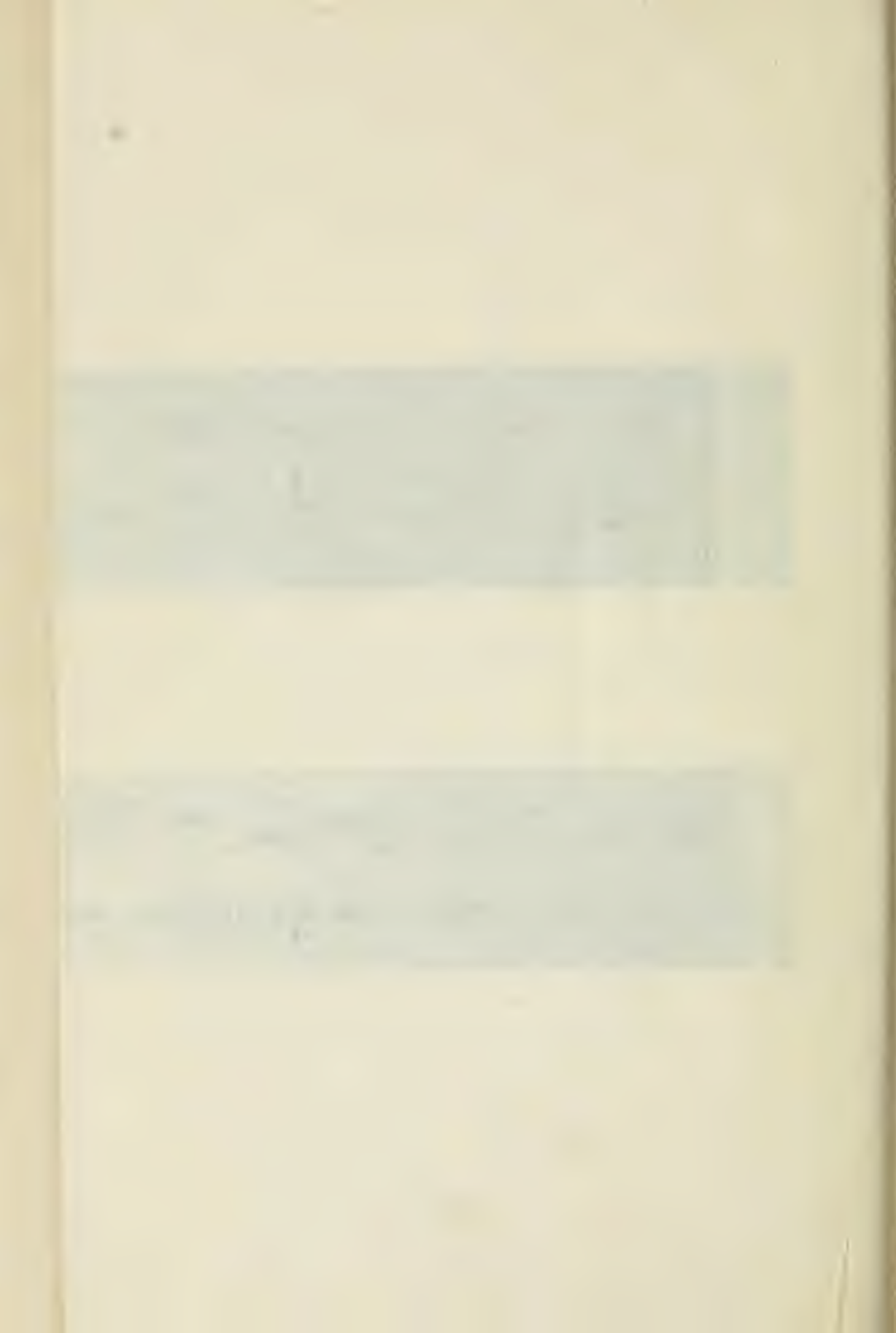
○寄露神祇の詠は、明和三年〔三十七歳〕三月十一日、松阪嶺松院月次會の當座短冊なり。

○浦立春は、寶暦十年〔三十一歳〕正月二十五日の詠にして、同月次會の兼題なり。鈴屋集にも載せたり。但し當時の歌稿には、結句を「春やたつらん」とせり。後年改めたるなるべし。眞淵翁に添削を乞へる詠草には、既に「春はきにけり」とせり。

第十三圖

短冊

編者藏

高光日御子夜須美斯志吾大皇萬代尓伊夜登
許斯玖迹奥山能葉唐拱麻訶志斯習葉能底理
伊麻志斯賀枝能榮伊底勢全袁呂富美弖阿夜
尓畏美許登本岐麻都琉

本居宣長

○鈴屋集五の卷頭にかゝげられたる詠なり。
花押は云といふ字なりと言ひ傳へたり。
○所有者高尾氏は、宣長の長女飛驒の緣家なり。

○鈴屋集五の巻頭にかゝげられたる詠なり。
花押は云といふ字なりと言ひ傳へたり。
○所有者高尾氏は、宣長の長女飛驒の縁家なり。

第十二圖

大御代ほがひの歌

高尾九兵衞氏藏

縣居大人のむそぢまりて十まり三

年の御よはひ

詞

平宣長

○眞淵翁十三回忌の手向歌なり。天明元年十一月の日記に、

九日、今年十月卅日岡部大人十三回忌也。當日者因レ有レ障、今夕、追慕會於二當家一興二行之一。

とあり。當夜の當座題は琴の音に昔を忍ぶ。

かきひくやことのねきけばことがみにいます御影の今も見るごと

いそのかみふる人しのぶさよ中に琴のねきけばなげきしまさる

かきなすや琴をしきけば聲しらぬ我さへもとなふる人おもほゆ

宣長が備忘のため年々錄せる一族知己の忌日及び年忌の覺書を檢するに、其の中に岡部眞淵、堀景山、武川幸順三師の名あるを認む。以て毎年の忌日及び年忌ごとに其の靈を祭れること知らる。靈牌には「縣居大人之靈位」と自ら書ける一軸を用ゐたり。

○眞淵翁十三回忌の手向歌なり。天明元年十一月の日記に、

九日、今年十月卅日岡部大人十三回忌也。當日者因レ有レ障、今夕、追慕會於二當家一興二行之一。

とあり。當夜の當座題は琴の音に昔を忍ぶ。

かきひくやことのねきけばことがみにいます御影の今も見るごと

いそのかみふる人しのぶさよ中に琴のねきけばなげきしまさる

かきなすや琴をしきけば聲しらぬ我さへもとなふる人おもほゆ

宣長が備忘のため年々錄せる一族知己の忌日及び年忌の覺書を檢するに、其の中に岡部眞淵、堀景山、武川幸順三師の名あるを認む。以て每年の忌日及び年忌ごとに其の靈を祭れること知らる。靈牌には「縣居大人之靈位」と自ら書ける一軸を用ゐたり。

第十一圖

賀茂眞淵翁十三回忌の手向歌

編者藏

ウラ ロ オホブ子ヲ コソノサトビト ハイカニ

本居宣長

山家梅　宣長

爲人忍戀（寶曆十三年〔三十四歳〕四月十一日同會當座）

後朝戀（寶曆十二年十一月）

寄魚戀（寶曆十年十二月十一日嶺松院月次會兼題）

寄箏戀（明和元年九月十一日同會當座）

寄風戀（明和二年正月二十五日同會兼題）

花埋苔、月、戀命、寄枕戀の三首は見當らず。さて明和二年十月二十四日の宣長の書に對する、十二月二十一日の眞淵翁の返信中に「御詠いかゞ候哉」と催促の語見え、また翌明和三年九月十六日宣長に贈れる同翁の書に「詠歌の事よろしからず候」とて、縷々詠歌についての意見を示されたるを以て推すに、此の詠草は蓋し明和三年に贈れるものなるべし。

〇所有者小津氏は、宣長の二女美濃の緣家なり。

○上圖は宣長が萬葉集卷十四の疑條に對し、眞淵翁の答へられたるなり。宣長の眞淵翁に師事するや、その命に從ひて、先づ萬葉集を考究し、その疑條を專ら質問せり。而て宣長の質問は、萬葉集全部を二回繰り返し、その再問の終れるは、翁が卒去の前年明和五年六月なり。其の質問書の現存せるもの十八册あり。

宣長に贈れる眞淵翁の書翰〔明和二年十二月二十一日附〕に、

萬葉卷十三之御疑問之中宜御考共も有之候。甚偏意も見え候。

とありて、翌明和三年九月十六日同翁よりの書中に、卷の十七八の質問書返却の旨を記したれば、卷の十四の質疑は明和三年に終れることを知るべし。

○下圖は眞淵翁添削の詠草なり。歌稿を檢するに詠吟の時をほゞ知ることを得。卽ち左の如し。

山居梅、(明和二年〔三十六歲〕二月十七日松阪嶺松院月次會兼題)

古寺落花(明和元年三月)

夏月(明和二年六月十七日嶺松院月次會當座。二句、歌稿には「明るを」とあり)

野虫(明和元年八月十七日同會兼題)

野分(明和二年七月六日同會兼題)

浦雪(明和元年十一月十七日同會當座)

第十圖

萬葉集卷十四疑條

編者藏

賀茂眞淵翁添削の詠草

小津芳藏氏藏

詠二首和歌

春庵

野月

月もさそ萩咲野への
あつしさ程なし露に
色やはえまし

偽恋

まことなしおもひし如来
頼まされて今さら人を
何うらむらん

○寶暦六年「二十七歳」八月十五日、有賀長川家月次歌會の懐紙なり。但し歌稿には、野月の二句を「萩の花野を」とせり。

有賀長川は京都の人、宣長が和歌の師なり。宣長は寶暦六年二月頃よりその門に入り、月々の歌會にも常に出席せり。

春庵は通稱なり。寶暦五年三月三日、健藏を改めて春庵と稱す。春の字或は舜と書せり。但し初は蕣の字を用ゐたり。

○寶曆六年「二十七歲」八月十五日、有賀長川家月次歌會の懷紙なり。但し歌稿には、野月の二句を「萩の花野を」とせり。

有賀長川は京都の人、宣長が和歌の師なり。宣長は寶曆六年二月頃よりその門に入り、月々の歌會にも常に出席せり。

春庵は通稱なり。寶曆五年三月三日、健藏を改めて春庵と稱す。春の字或は舜と書せり。但し初は蕣の字を用ゐたり。

第九圖

懷紙

編者藏

○醫學修行のため寶暦二年〔二十三歳〕京都に赴き、業成りて寶暦七年歸鄕せる間の日記にして三册あり。三月五日の出立に筆を起し、十月六日の歸鄕に筆を擱けり。その文體、初は漢文なるが寶暦六年以降は和文を以て書せり。圖は寶暦六年三月二十三日〔實は二十四日〕漢學の師堀景山、醫學の師武川幸順の兩先生等と高臺寺の花を賞せし條なり。當日景山先生の詠多かりしよし記せり。先生が國語國文に通せしこと、宣長が其の影響をうけたることの尠からざるは周く人の知る所なれば更に贅せず。さて武川幸順は景山の門に入りて漢學を修めたる人なり。

○醫學修行のため寶暦二年〔二十三歳〕京都に赴き、業成りて寶暦七年歸鄕せる間の日記にして三冊あり。三月五日の出立に筆を起し、十月六日の歸鄕に筆を擱けり。その文體、初は漢文なるが寶暦六年以降は和文を以て書せり。圖は寶暦六年三月二十三日〔實は二十四日〕漢學の師堀景山、醫學の師武川幸順の兩先生等と高臺寺の花を賞せし條なり。當日景山先生の詠多かりしよし記せり。先生が國語國文に通せしこと、宣長が其の影響をうけたることの尠からざるは周く人の知る所なれば更に贅せず。さて武川幸順は景山の門に入りて漢學を修めたる人なり。

第八圖

在京日記

編者藏
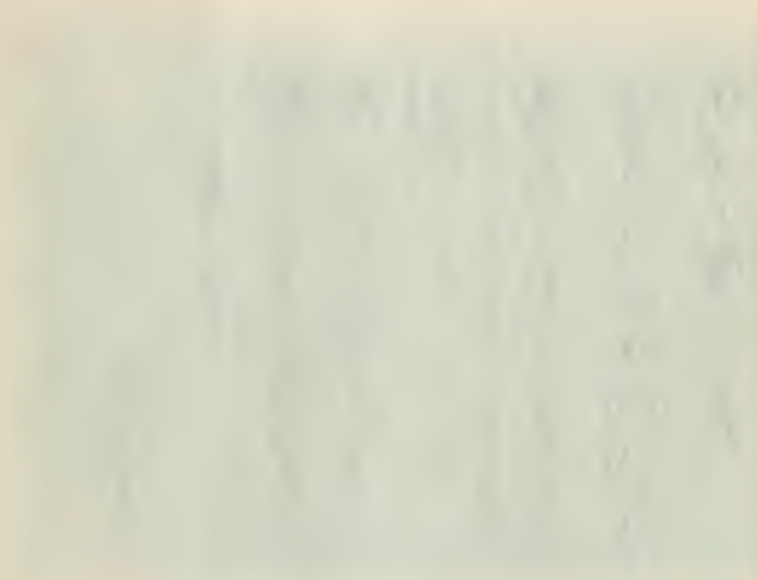
○寛延二年「二十歳」の詠草にして、山田宗安寺の和尚法幢の添削する處なり。寛延元年の頃詠歌に志せるが、今年より專ら學習、三月下旬法幢の門に入れり。今井田は養家の姓なり。家には養嗣子定治のあるを以て、寛延元年の冬出でて、山田の今井田氏に養はるゝこととなれり。居ること滿二年にして寛延三年離緣、家に歸りぬ。

○寛延二年「二十歳」の詠草にして、山田宗安寺の和尚法幢の添削する處なり。寛延元年の頃詠歌に志せるが、今年より専ら學習、三月下旬法幢の門に入れり。今井田は養家の姓なり。家には養嗣子定治のあるを以て、寛延元年の冬出でて、山田の今井田氏に養はるゝこととなれり。居ること満二年にして寛延三年離縁、家に歸りぬ。

第七圖

法幢和尚添削の詠草　編者藏

○宣長が延享元年十五歳の時の筆にして、卷紙にこれを寫せり。なほ此の他、幼年時代のものに中華歷代帝王國統相承之圖一卷、神器傳授圖一卷、赤穗記一卷あり。いづれも延享元年の筆錄なり。

職原抄支流は職原抄の注解にして上下二卷あり。著者詳かならず。奥書の姓名小津(ヲヅ)は宣長の高祖父小津七右衞門の初て稱せる所、寶曆二年〔二十三歲〕三月、宣長舊姓本居に復せり。彌四郎は元文五年十一歲の八月に榮貞(ナガサダ)は翌寬保元年三月に名くる所なり。

○宣長が延享元年十五歳の時の筆にして、巻紙にこれを寫せり。なほ此の他、幼年時代のものに中華歴代帝王國統相承之圖一巻、神器傳授圖一巻、赤穗記一巻あり。いづれも延享元年の筆錄なり。

職原抄支流は職原抄の注解にして上下二巻あり。著者詳かならず。奥書の姓名小津(ヲウヅ)は宣長の高祖父小津七右衞門の初て稱せる所、寶曆二年〔二十三歳〕三月、宣長舊姓本居に復せり。彌四郎は元文五年十一歳の八月に榮貞(ナガサダ)は翌寬保元年三月に名くる所なり

第六圖

職原抄支流の寫

編者藏

○山室山の奥墓なり。宣長の墳墓は松阪の南約五十町、山室村妙樂寺の山上にあり。妙樂寺は淨土宗にして山の半腹を占む。妙樂寺には本居家先祖の位牌ありて古く寄進の品もあり、宣長の頃までも常に佛餉米を奉れり。ことに安永六年六月當寺の住主となれる法誉上人は本居家の菩提所たる松阪樹敬寺の方丈にして、宣長は相識の間、かつ山寺の眺望佳なるを以て、時に出遊せることもありしが、終に此の山上をトして永眠の地となせり。

寛政十二年「七十一歳」九月十七日妙樂寺に至り、山内を巡りて、妙樂寺より少し登り行きたる左の方御麻園村へ越え行く道の傍にこれを定めたり。然るに其の後更に現存の地即ち山上に改めたるが、其の時日は明かならず。按ずるに、寛政十二年十一月十八日法誉上人に贈れる宣長の書中に、

然ば先達而は參詣仕候處、折節御他出に而不レ得二拜顏一殘懷之至奉レ存候。其節は大勢參り何角御世話相成辱奉レ存候。且其砌於二御山内一私墓地之義御所望申上置候處、早速御承知被二成下一殊更地面も廣く御許容被レ下候段、扨々辱大慶不レ斜奉レ存候。

とあり。九月に初て墓地を選定せる時の禮狀としては餘りに後れ過ぎたるのみならず、「先達而は」といへるも近き程を指せる言なるが如く聞ゆ。されば此の書翰は、後度參詣の時の禮狀なるべし。はたして然らば、山上に墓所を改めたる時日はほゞ知ることを得べし。さて墳墓の構造は自身に設計する所にして、門人三井高蔭その工事に努力せるが、翌享和元年の春に至りて成れり。其の碑の銘「本居宣長之奥墓」をも自ら書きおけり。 明治三十三年山室村の有志者及び宣長の裔孫等相議りて、參道に大修繕を施し、また墓所の修築をも營みたり。こゝに掲げたるは改修後のものなり。奥墓の右に見ゆる建物は、山室山神社の舊殿、左に立てるは、平田篤胤翁の詠「なきがらはいづくの土になりぬとも魂は翁のもとにゆかなむ」を刻せる碑なり。
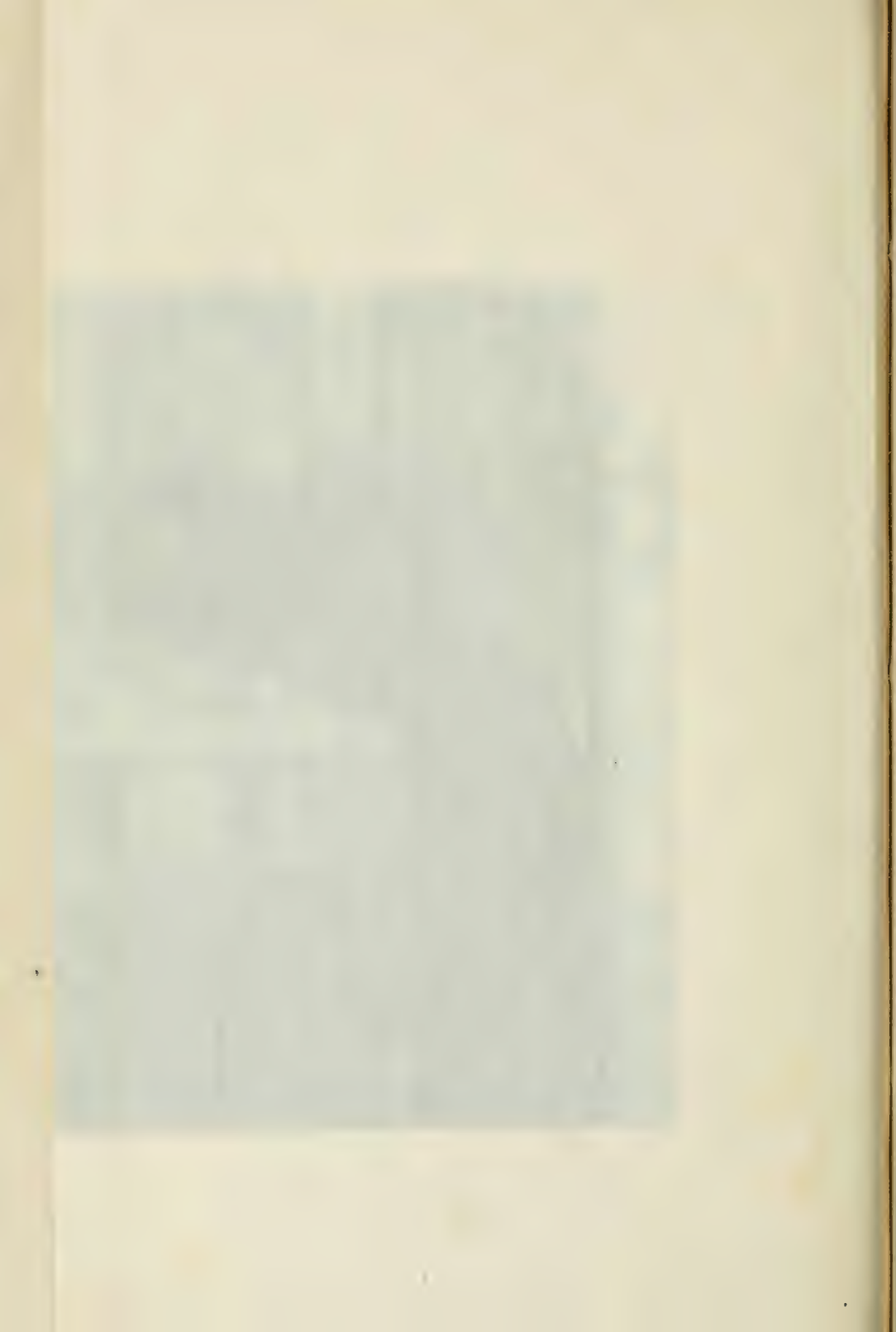
○山室山の奥墓なり。宣長の墳墓は松阪の南約五十町、山室村妙樂寺の山上にあり。妙樂寺は淨土宗にして山の半腹を占む。妙樂寺には本居家先祖の位牌ありて古く寄進の品もあり、宣長の頃までも常に佛餉米を奉れり。ことに安永六年六月當寺の住主となれる法譽上人は本居家の菩提所たる松阪樹敬寺の方丈にして、宣長は相識の間、かつ山寺の眺望佳なるを以て、時に出遊せることもありしが、終に此の山上をトして永眠の地となせり。

寛政十二年［七十一歳］九月十七日妙樂寺に至り、山内を巡りて、妙樂寺より少し登り行きたる左の方御廟園村へ越え行く道の傍にこれを定めたり。然るに其の後更に現存の地即ち山上に改めたるが、其の時日は明かならず。按ずるに、寛政十二年十一月十八日法譽上人に贈れる宣長の書中に、

然ば先達而は參詣仕候處、折節御他出に而不レ得二拜顔一殘懷之至奉レ存候。其節は大勢參り何角御世話相成辱奉レ存候。且其砌於二御山内一私墓地之義御所望申上置候處、早速御承知被レ成下一、殊更地面も廣く御許容被レ下候段、扨々辱大慶不レ斜奉レ存候。

とあり。九月に初て墓地を選定せる時の禮狀としては餘りに後れ過ぎたるのみならず、「先達而は」といへるも近き程を指せる言なるが如く聞ゆ。されば此の書翰は、後度參詣の時の禮狀なるべし。はたして然らば、山上に墓所を改めたる時日ほゞ知ることを得べし。さて墳墓の構造は自身に設計する所にして、門人三井高蔭その工事に努力せるが、翌享和元年の春に至りて成れり。其の碑の銘［本居宣長之奥墓］をも自ら書きおけり。明治三十三年山室村の有志者及び宣長の裔孫等相議りて、參道に大修繕を施し、また墓所の修築をも營みたり。こゝに掲げたるは改修後のものなり。奥墓の右に見ゆる建物は、山室山神社の舊殿、左に立てるは、平田篤胤翁の詠［なきがらはいづくの土になりぬとも魂は翁のもとにゆかなむ］を刻せる碑なり。

第五圖

山室山奥墓

○松阪町四五百（ヨイホノ）森に鎮座せる縣社山室山神社なり。本社の創建は明治八年〔二五三五〕にして、川口常文、野呂萬次郎、垣本安甚樂、久世安庭、岡村美啓、本居健亭、山室村有志者等相議りて、山室山の墓側にこれを營み、宣長の靈に配するに平田篤胤翁の靈を以てし、三月二十一日鎮座祭を執行せり。明治十四年三月、本居豐頴、同健亭、平田胤雄等主唱となり、千家尊福をはじめ、官國幣社の宮司並に神道各教派の重なる人々賛成者となり。川口野呂の篤志者を助けて、祠宇を改築し參道の嶮を開き大に神德を顯彰せんことを企て、天下に資金募集のことを發表せり。此の事畏くも天聽に達し、同年七月十一日內帑金百圓を下賜せらる。然るに山上狹隘にして宏壯の建物を設くべからず、且つ參道の修築維持困難なるのみならず、松阪を距ること一里半、參拜者の不便尠からざるを以て、松阪町有志者の賛成を得て、遂に同町に移轉の事に決し、明治十五年五月十日、同町字殿町〔舊奉行所跡〕に移轉改造の官許を得たり。明治二十二年九月工事竣りて同月二十六日遷座式を行ふ。然るにその地たるや、畑地を修築せるにて、樹木は新に移植したるもののみなれば、神域の莊嚴を闕き、靈威を瀆すの恐れあるを以て、崇敬者の間に再び移轉の計畫あり。議成りて大正四年四月四五百森にこれを移し、十一月八日遷座祭を執行せり。

本社もと無格社なりしが、縣社となれるは、明治三十六年四月なり。

第四圖

縣社山室山神社

本 居 宣 長

書中「天明之頃」とあるにつきて、本居大平は「按ずるに安永年中也。若山客舍にて認られたる時、闇記のまゝにて天明と記されたる也」といへり。

左より第二位なるは、濱田の藩主松平康定の贈る所にして、春庭の書付に「唐金の大きなる形は、隱岐國造の家に古くつたはりたる形を鑄させて、松平周防守殿よりおくられたるなり」とあり。

左の端なるは鐵鈴なり。春庭の說明に「鐵のは、故翁上京のをり古き形によりていさせられたる也。鐵はいと鑄がたく、音もよくは出來がたきよし也」と記せり。鈴屋衣の地紋と同じく、紗綾形を一面に刻せり。

此の他の三鈴はその來由詳かならず。また圖に見ゆる七個の外に、今一つ「養老年製」と刻したるがありて、本居長世氏の藏なるを、こゝに寫しもらせるは遺憾なり。

寛政十二年庚申十二月

○上圖は書齋鈴屋なり。鈴屋は自ら好みて造れる四疊半にして、天明二年〔五十三歳〕十月十三日に其の工を起し、十二月上旬に至りて成れり。室の概略をいへば、八級〔下部三級は箱形となし、紙屑入れに使用し、取り外すことを得〕の階段を昇れば入口〔西北〕に、襖一枚の引戸を建つ。室内は左側〔東北〕に床と押入とあり〔押入の襖には、もと淡彩の山水を畫きたりしが、破損せしを以て後にこれを張り替へ、門人の當座短冊を貼附したり〕。床の口右脇の壁に細長き板を塗り込めあり。右側〔西南〕は幅一間の中窓にして、中庭を見下し得べし。正面〔東南〕の中央に小窓ありて〔窓先に竹格子を設く〕障子二枚を建てたり〔後年隣家二階増築の事あり。窓はその側壁に妨げられて用をなさず。依て竹格子を除き、板を以てこれを張り塞ぎたり〕。小窓の右に敷込ありて、その一隅に棚を釣れり。壁はすべて眞土を以て上塗となせり。

庭に植ゑたるは、松、棕梠竹、榊、矢竹の四種なり。

○下圖は愛翫の鈴なり。右の端の聯に懸れるは、宣長が好みて造れるにて、三十六の小鈴を六個づつ赤き緒に貫き垂れたり。新築の書齋の柱にかけて朝夕の慰みとなす。鈴屋の號これより出づ。但し原品は、宣長の歿後、遺物として人々に分與したれば今存せず。圖版なるは文政五年〔二四八二〕の冬、男春庭の模造せるなり。

右より第三位にある鈴は、門人蓬萊尙賢の贈る所なり。寛政十二年紀州侯德川治寶の覽に供せる時、宣長の記して添へたる由來書左の如し。

右鈴出處之事

伊勢國度會郡神路山之内

内宮御境内五十鈴川之邊土中ゟ掘出し候古物、天明之頃彼宮祠官蓬萊雅樂荒木田神主尙賢許ゟ所ニ贈與ハ宣長所藏之鈴也。

第三圖

鈴屋及び愛翫の鈴

編者有

〔一〕松阪魚町の住宅なり。宣長が寛保元年十二歳の五月十四日より、享和元年七十二歳の九月二十九日終焉の日まで、六十一年間起臥せし住宅なり。宣長が呱々の聲をあげたるは本町の本宅にして、魚町なるは隱宅なり。

そも〱宣長の父定利の江戸にて死去するや、養嗣子定治、江戸大傳馬町の木綿店を閉ぢ、土地建物等盡くこれを賣却して借財の整理をなしたり。かくて尙江戸堀留町に、烟草店と兩替店との二店存すと雖、その榮また曩昔の如くならず。且つ定治は江戸にのみ住して松阪にあらず。ことに養嗣子の厄介となれる身にして、本宅に住せんこと憚なきにあらず。かた〲寛保元年五月十四日を以て、母勝子は宣長等兄弟三人を携へて、此の隱宅に蟄居せるものの如し。

この魚町の宅地は、本町の宅地と連續してその裏に當れり。承應三年〔二三一四〕十二月、宣長の曾祖父小津三郎右衛門、本町の宅地と共にこれを購ひ求め、父七右衛門の妾をしてこゝに居らしめ、母の如くに孝養をつくす。元祿の末には、支配人十右衛門の後室〔三郎右衛門の姪〕住居せり。其の後、享保十一年〔二三八六〕宣長の祖父定治、職人町なる己が隱宅を此處に引き移して住めり。これ宣長等が住せし建物にして、天明二年更に四疊半の書齋鈴屋を增築せり。爾來春庭、有郷、健亭、編者等相繼ぎて住せしが、明治四十二年〔二五六九〕十月、これを永久に保護せんがため、松阪公園內に移し、其の屋敷跡と共に鈴屋遺跡保存會にて保管することとなれり。

第二圖

松阪魚町の住宅

編者有

紗綾形の地紋ある黑縮緬にて製す。裏なし。但しヒコは、鼠色に唐草模様ある縮緬にして襞あり。

袖たけ　一尺五寸五分　　袖はば　一尺六寸六分
袖ぐち　一尺三寸　但し平袖にして、巾二寸六分の裏「紫縮緬」を附く。
人　形　一寸二分　　身たけ　三尺七寸
ひこ巾　一尺六寸（四つ折に疊む。）　　肩はば　八寸
後はば　八寸　　前はば　五寸八分
襟はば　一寸九分　　腰あげ　七　分
襟かた　二寸

襟肩より一尺九寸の處に、巾八分長一尺の縫紐あり、古代紫の縮緬にて製す。また紐を縫ひ附けたる襟の裏に當りて、角製のコハゼとコハゼカケとあり。

宣長この肖像を書ける後、門人等の乞ふ者あれば、像を畫師にかゝせ讚歌を自書して與へたり。名古屋の畫工吉川義信のゑがけるが心に適ひて、大かた義信に寫さしめたり。又京都の畫師宮脇有慶が書けるもあり。

宣長の肖像について、平田篤胤翁が「たまだすき」「篤胤全集四、三七九頁」に記されたることは、誤もありまた明確ならざる點あり。

○右圖は安永二年に自ら書けるなり。上に着せるは宣長の好みに成れる服にして鈴屋衣と稱す。歌會或は講書の席上等にて着せし一種の式服なり。明和元年〔三十五歲〕或禪僧がこれを見て、我が宗の衣に似たりとて咎めけるに、

今さらに何とがむらむから衣やまと言葉にいひなれぬるを

とよめること歌稿に見ゆ。此の頃作りたるなるべし。寛政四年三月宣長名古屋にあり。九日人見璣邑を訪ひ終日相語る。その會談を記せる璣邑問答に、

○翁〔宣長〕の着服は何と云物ぞ。據ある事にや。
△據なし。唯物數奇にて工夫して拵しなり。
○左には非じ。何ぞ據あるべし。神代の服など學びたらんには美し過たり。賓主ともに嗤ふ。
△誠に據なし。本多伊勢君〔伊豫君の誤ならむ。伊勢神戶の藩主〕の御隱居なども強て問玉ひし。
其後借りて型など出來し。

とあるも鈴屋衣のことなり。
これを次に揭ぐる六十一歲の肖像に着せると對比するに、其の製作同一のやうなれど、ヒコに相違の點あり。六十一なるはその色鼠にして唐草模樣あり、現存の品に等しきを、四十四なるは模樣なく色も異なり。按ずるに、四十四なるは筆の至らず且つ略する處ありて然るか。或は、年經て破損せるを以て新調せることのありて材料の前後異るか。其は明に知り難し。
讃歌は同じ安永二年によめる花五十首の中の詠なり。

○所有者本居長世氏は、宣長の歿後本居家の養嗣子となれる大平の後裔なり。

○左圖の肖像に着せる鈴屋衣は今なほ現存せり。その別物ならざる故は、此の種の肖像にして、或畫工が色彩地紋等をも委しく寫しおけると、現存せる品との色文等しければなり。その概略をいへば、

第一圖

四十四歳自畫自讃の肖像　本居長世氏藏

六十一歳自畫自讃の肖像　編者藏

校訂 古事記傳首卷

目次

乎又可看行玖
殿能御前珥持參上理祁禮婆
御筆跡能傍乃紙能開而有所珥
御印二上那琉波
紀亞相章下那琉波賜紫金魚袋登云文字有袁那毛朱志弖押而賜比奴琉
此傳首卷爾世乃常能序文乎添良禮邪理祁留乎當時或人云加々流書爾
序登云文乃不添奴事波伊迦爾登問斯迦婆翁云其者思布意有時志茂有
婆甚毛恐氣禮杼我
君乃御文袁許曾申賜良米又外爾誰斯乃詞乎迦請得牟登答良禮祁琉事
乃有都留爾今波哆如此自良珥斯弖
御筆乃跡能添奴留事波斯毛眞事奇斯玖翁乃靈毛天翔乍歡奴良牟登春庭
大平乎初弖教子皆乃誰加波悅仰邪良武登尊美畏美如此記須爾那毛有祁琉
文政五年壬午冬

本居三四右衛門平大平
野呂九一郎源隆年書

凡四十四卷遺禮留無玖彫板足比奴登云理本都書者我朝爾志弖殊珥尊
伎御典奈利宣長許多乃年月乎加佐禰弖鮮記斯置哆流大伎那留功乃程
類無伎書奈利宣長世爾在程皆賀羅板本出來邪理斯波不飽事奈禮杼大
平春庭袁初此彼乃輩毛怠事無慢牟事無遺乃卷々令彫伊他豆伎哆留宇
牟賀斯伎事登厚玖賞給波斯弖此御筆者染給波須那利此者掛物爾與曾
比底汝之家乃哆迦良物登伊都伎茂哆禮令一枚板爾彫倍玖模佐勢弖賜
閇琉波世爾既玖富杼許禮琉板本乃初卷爾綴添而將良登高行之心志良
比茂有而如此云奈利登懃那琉仰事袁蒙而甚毛哆布登玖甚毛迦哆士氣
奈玖世爾有難伎事珥毛有迦奈登項爾捧氣恐美歡比弖早家珥持退歸奴
如此而此掛物乃表裝波
御官高伎
大納言君乃著馴斯給幣流
御裝束乃五葉葵乃唐草之御裂帛登迦々流表裝賀禰登令織置給遍流常
能葵乃御紋能金糸志弖織哆琉登乎申賜理弖日袁經弖美麗玖成整幣琉

眞名子春庭十七卷春庭之妹美濃五卷粟田土滿一卷翁乃自書哆琉茂有
三十卷與理末五卷植松有信十卷丹羽勗書哆理皆春庭之手爾似弖斯書
哆禮婆其差別不見那毛有又一卷彫竟琉每爾元本珥讀合須流事二度乃
美不成校正斯彫改志米弖三度乃勞袁經而那毛成就理祁留初者翁自勢
良禮後者弟子乃此彼曾爲祁留云立者事々斯玖成奴倍斯於此我翁乃著
斯出流書等者摺卷出來度每珥麻豆
殿乃御前爾奉留倍玖仰事蒙禮理伎其著波勢琉書袁正月乃末都方
殿能御前爾奉琉登底添底奉禮留峰乃松高伎惠能蔭登米弖今日布美能
煩留道曾恐伎登鈴屋集爾所見哆理翁之後者大平同樣爾彌繼々珥奉理
奴今年之秋乃初都方彼有信之跡繼有植松茂岳之許與理此八帙贈於許
勢祁留珥有來斯年頃乃例乃隨々奉祁禮婆
御手都迦良此四文字袁那毛書而賜比祁琉佐琉波大平乎召弖大村高行
爾仰勢弖許登佐良珥仰給波玖年來宣長之著斯哆琉古事記傳寬政之度
與理板本出來麻爾々々次々奉弖此度八帙登云爾阿他琉乎那毛奉奴留

御題字能後爾記須詞

我翁古事記乃傳思起而著始良禮祁琉波明和元年甲申年爾志弖一部書竟哆琉波寬政十年戊午年珥那毛有祁琉其間三十年餘五年袁經哆理然斯弖是板爾彫初斯波天明六七年頃爾斯弖摺卷全部出來哆琉波今年文政.五年爾斯弖其間三十年餘五年六年袁經哆理昔時請得而早玖板珥令彫弖斯賀登思起斯哆琉波尾張殿人横井千秋爾那毛有氣留此人古學毘爾志深玖道袁思事世人爾波勝弖那毛有氣留如此而五卷彫出而摺卷一帙出來哆琉珥甚玖喜比弖伊勢尾張大宮爾茂所々乃神社爾茂初幣登斯弖奉伎翁袁波士米皆人其志乎那毛賞合理祁留此賀彌繼々爾二帙三帙登令彫氣琉乎其頃病勞良斯玖身毛老衰閇弖不堪那毛有祁禮婆自初千秋袁助而事執動斯美阿幣理斯鈴木眞實植松有信登議碁智弖元來賣施須事受賜波理預禮留名兒屋里乃書商人風月堂登永樂堂登能二人珥由多爾誂與己之家業登斯弖務成登云付祁禮婆其次々八帙爾到琉麻弖如此事成奴琉爾那毛有祁留初板爾將令彫登志底清玖寫斯書哆琉波翁之